

第九〇回帝国議会における石橋大蔵大臣の財政演説⁽⁴⁾

はじめに

この演説は、昭和二十二年七月一六日、昭和二十年度の政治、財政事情を見とおして、当年度いかにあるべきかを問うものであった。

占領下において、昭和二〇年秋以来の懸案であった戦時利得の没収措置の現実化が要求されており、他面では、いっつ悪性インフレーションが爆発するかの危機的な状況の上で、財政経済のカジとりが急務であったことはいうまでもなからう。

昭和二十二年春は、新選挙法による敗戦後発の国政選挙が実施され、その結果、大蔵大臣は、渋沢敬三氏から石橋湛山氏へとバトンタッチされており、しかも、GHQでは、新税三法案の審議をGHQの税制主席顧問レオ・チャーインの来日とともに開始しており、勝にその結果は、外電をとおして、新聞紙上にあらわれるという状態であった。

そのような事情を背景として、第九〇回帝国議会が新議員を迎えて開かれた。その議会において当面の財政問題について財政処理方針を明らかにするために石橋大蔵大臣の財政演説が行われたのである。以下全文を掲載する。

第九〇回帝國議會における石橋大蔵大臣の財政演説

昭和二十一年七月二六日

○議長（樋貝詮三君）

——（前略）——大蔵大臣ヨリ財政ニ関スル演説ノ為メ發言ヲ求メラレテ居リマス——石橋大蔵大臣——

國務大臣の演説〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣（石橋湛山君）昭和二十一年度一般會計歳入歳出予算ノ御審議ヲ煩ハスニ当リマシテ、茲ニ其ノ予算ノ性格ノ大要ヲ申述ベ、併セテ政府ガ只今考ヘテ居リマス財政經濟政策ノ大体ノ方針ヲ明カニシテ御協賛ヲ仰ギタイノデアリマス

先程モ申上ゲマシタヤウニ、昭和二十一年度ノ總予算ハ遂ニ成立致シマセナシテ關係上、今回改正予算ヲ編成シ、之ヲ御審議ヲ煩ハス次第デゴザイマス。昭和二十一年度ノ一般會計改定予算ノ歳出ハ五百六十億八千八百余万円、之ニ対スル普通歳入ハ三百五億百余万円、差引歳入不足二百五十五億八千七百余万円ニ上ルノデアリマス。但シ以上ノ金額ノ中ニハ、既ニ本年四月乃至七月マデニ施行予算、予備金支出、緊急財政処分及ビ先般ノ追加予算ニ依ツテ支弁セラルベキ歳出百十三億四千百余万円、歳入四十七億六千三百余万円ヲ含ンデ居リマス。随テ本予算ノ御協賛ヲ願ヒマシテ今後實際ニ行ハル歳入及ビ歳出ハ、以上四月乃至七月マデノ金額ヲ差引キマシタ残額デゴザイマス。斯様ニ本年度ノ改定予算ハ既ニ過ギ去リマシタモノヲ含ンデ居リマスガ、兎ニ角前年度ノ歳出ハ以上ニ申上ゲマシタ如ク五百

六十億八千八百余万円ノ巨額ニ上ル次第デアリマシテ、今之ヲ総括シテ費用別ニ申上ゲマスルト、民生安定費六十三億二千四百万円、経済再建費百億四千四百万円、教育文化費十二億六千三百万円、同胞引揚費七十七億七千二百万円、終戦処理費百九十億円、此ノ終戦処理費ハ進駐軍ニ要スル所ノ経費デゴザイマス。特別住宅建設資材費十二億円、是ハ朝鮮ニ進駐軍用ノ住宅等ヲ建設スル資材ヲ送ル其ノ資材費デゴザイマス。地方分与税分与金二十五億五千九百万円、国債費五十億四千八百万円、国庫予備金八億円、其ノ外二十億七千四百万円ト相成リマス。即チ其ノ割合ノ最モ大キイモノハ終戦処理費デゴザイマシテ、之ニ只今申上ゲマシタ同ジ性質ト認メラル特別住宅建設資材費等を加ヘマス、其ノ金額ハ実ニ二百一億円ノ多額ニ上リマシテ、本年度改定予算ノ総歳出ノ約三割六分ニ達スルノデゴザイマス。

次ニ大イナルモノハ経済再建費デアリマシテ、総歳出ノ約一割八分ニ上リマス。其ノ他総歳出ニ対スル割合ハ同胞引揚費ガ約一割四分、民生安定費ガ一割一分余、国債費九分、地方分与税分与金四分六厘、教育文化費二分三厘、国庫予備金一分四厘、其ノ外三分七厘ト言フ割合ニ相成リマス。即チ以上ノ数字ニ依ツテ察セラレマスル如ク、本年度ノ予算ハ全ク終戦後ノ変態ニ基ク変態予算デアリマス。ソレハ例ヘバ此ノ約五百六十億円ノ歳出ノ中デ、大体ニ於テ本年度限りノ支出ト認メラレマスモノヲ挙ゲマスルト、約其ノ半分ノ二百九十七億円ニ上ルコトデモ分ルノデアリマシテ、本年度限りノ歳出ト認メラレマスモノノ主ナルモノヲ挙ゲマスルト、同胞引揚費七十七億七千二百万円、戦災保護費四億三千四百万円、価格調整補給金四十三億二千七百万円、船舶運営会補助九億四千二百万円、終戦処理費百四十七億三千四百万円、朝鮮住宅建設資材費十二億円、其ノ外三億三百万円ト言フコトニ相成リマス。斯様ナ大キナ財政支出ガ特ニ歳入不足ヲ伴ヒマシテ、累積的ニ継続致シマスルナラバ、其ノ結果ハ申スマデモナク甚ダ憂慮シナケレ

バナラナイ訳デアリマス。併シ本年度ノ支出ハ、只今申上ゲマシタ如ク、其ノ建前ニ於テ本年度限リト認メラルヽモノガ甚ダ多イデアリマス。固ヨリ今日ノ我が国ハ特殊事態ノ下ニアリマスカラ、今後尚ホ特殊ノ支出ヲ要スル場合ガアルモノト覚悟ヲ致サナケレバナリマセヌ。又本年度ニ於キマシテモ若干ノ追加予算ノ御協賛ヲ願ハナケレバナラナイ予定ニ相成ツテ居リマス。併シ以上申上ゲマシタ本年度予算ノ性格カラ判断致シマシテ、来年度以後ニ於テハ逐次歳出ヲ減少スルコトガ出来、遠カラズ将来収支ノ均衡ヲ回復シ得ルコトヲ我々ハ確信シテ疑ハナイデアリマス。

更ニ本年度ノ一般会計改定予算ヲ他ノ側面カラ觀察致シマスルト、其ノ運用ニ依リマシテ失業対策費トシテ役立つデアラウト思ハレルモノガ二百二十二億円ヲ算シマシテ、総歳出ノ三分ノ一以上ニ当ルノデゴザイマス。即チ其ノ主ナルモノヲ申上ゲマスと、援護其ノ他民生施設費三十億円、就業対策費九千三百万円、公共事業費六十二億三千五百万円、終戦処理費ノ中デ労務費及ビ施設費百二十九億二千七百万円ト言フコトニ相成リマス。但シ此ノ中ニハ前ニモ申上ゲマシタ如ク、既ニ四月カラ七月マデノ間ニ支出ヲ予定サレテ居リマシタモノヲ含ンデ居ルノデアリマスカラ、今後新タニ是ダケノ失業対策費ガ支弁致サルヽ訳デハゴザイマセヌ。併シ其ノ中ノ大イナル部分ハ今後支出セラレルモノデアリマス。失業対策ニ付キマシテハ後ニ更ニ申上ゲタイト存ジマスガ、自発的デナイ失業者ガ国内ニ存在シ遊休生産施設及ビ資材ガ存在スル現状ハ、一刻モ早ク之ヲ解消致サナケレバナラナイデアリマス。即チ凡ユル現存生産諸要素ノ完全稼働、即チ「フルヽエンプロイメント」ノ実現コソ、我々が目掛ケネバナラヌ財政経済政策ノ最大ノ目標ト考ヘテ居ル次第デアリマス。而シテ本年度ノ改定予算ハ、固ヨリ未ダ理想的トハ申上ゲ兼ネマスガ、聊カ其ノ目標ニ向ツテ邁進セントスルモノデアルコトヲ御諒承願ヒタイノデアリマス。

次ニ歳入ニ付テ申上ゲマス。只今マデ申上ゲマシタ如ク、歳出ハ著シク巨額ニ上リマスノデ、我々ハ之ニ対シテ出

來ル限り歳入ノ増加ヲ図ラネバナリマセヌ。我々ハ此ノ下ニ別途御協賛ヲ仰ギマス如ク、終戦後ノ現実ニ即シテ税制ニ若干ノ改正ヲ施スト共ニ、増税ヲ行ヒタイノデアリマス。又先般煙草ノ値上ヲ実施致シマシタ。是等ニ依ツテ本年度改定予算ノ歳入總計ハ三百五億百余万元円ヲ計上するコトガ出来タノデアリマス。併シナガラ此ノ努力ヲ以テ致シマシテモ、遺憾ナガラ尚ホ二百五十五億八千七百余万円ト言フ大イナル歳入ノ不足ヲ生ズルノデアリマス。ノミナラズ今後更ニ必要トスル追加予算ヲ加ヘマスト、恐ラク其ノ不足ハ三百億円ニ達スルデアラウト考ヘラレマス。是ハ今後実行致スベキ財産税等ノ収入ヲ以テ支弁スル計画デアリマス。此ノヤウニ財政ニ不足ヲ生ジ、之ヲ財産税等ノ収入ヲ以テ支弁スル結果ハドウナルカ、財産税ハ其ノ名ノ如ク国民ノ財産ヲ徴收スルノデアリマシテ、国民ノ現在ノ所得ニ課税スルノデアリマセヌ。国民ノ現在ノ所得ニ課税ヲ致シ、之ヲ国家ガ消費致シマス場合ニハ、ソレダケ課税サレタ国民ノ消費ヲ減少致シマスカラ、国民經濟全体ト致シマシテハ消費ニ増減ノナイ勘定デゴザイマス。随テ茲ニ最モ恐ルベキ財政上カラノ「インフレーション」ヲ発生スル懸念ハナイノデアリマス。然ルニ財産税デ徴收致シマス収入ヲ国家ガ消費スル場合ノ影響ハ、斯様ニ單純デハナイト考ヘラレマス。例ヘバ財産税ガ物ニ依ツテ納付サレル場合ヲ考ヘマスニ、国家ガ之ヲ消費スル為ニハ、此ノ物ヲ金ニ換ヘナケレバナリマセヌ。其ノ場合若シ其ノ物ヲ国家ガ民間ニ売却致シマシテ、而シテ之ヲ買受ケル国民ガ、其ノ代金ヲ現在ノ所得ヲ以テ支払ツテ呉レマスナラバ、ソレハ間接ニ国民所得ニ課税スル結果ト相成リマスカラ、「インフレ」ノ懸念ハナイノデアリマス。併シナガラ若シ其ノ買受者ガ、サモナケレバ使用シナカツタデアラウ所ノ銀行預金ヲ引出シテ買受ケマストカ、或ハ又国家ガ、收納致シタ物ヲ見返リニシテ通貨ヲ発行シテ使用スルトカ致シマスレバ、是ハ明カニ通貨増発ヲ来シマシテ、「インフレ」ノ原因ヲ成スノデアリマス。又例ヘバ国民ガ今日我が国ニ存スル封鎖預金デ財産税ヲ納メ、サウシテ之ヲ国家ガ消費スルト

致シマスナラバ、ソレハ詰リ大量ノ封鎖預金ヲ解除スルコトニ相成リマスカラシテ、是レ亦「インフレ」ノ原因ヲ成ス懸念ガアルノデゴザイマス。斯様ニシテ財産稅收入ヲ財源トシテ歳出ヲ賄ヒマスコトハ、其ノ全部デアアリマセンヌケレドモ、恐ラク其ノ少カラザル部分ハ赤字公債ヲ発行シ、之ヲ日本銀行ニ引受ケサセテ國家ガ消費スルノト、經濟的ニハ等シイ結果ヲ生ズルノデアリマス。率直ニ申シマスト、我々ハ本年度ノ予算ニ斯クノ如キ危險ガ伴フコトヲ強ク注意致シマシテ、隨テ之ニ對シテ善処致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス。併シ以上ハ一応ノ解積デゴザイマシテ、國家財政ノ目的、殊ニ今日ノ我が國ノ如キ場合ノ財政ハ、何ヨリモ先ヅ第一ニ國民ニ業ヲ与ヘ、産業ヲ復興シ、所謂「フル・エンプロイメント」ヲ目指シテ國民經濟ヲ推進スルコトニアルト考ヘマス。如何ニ財政收支ハ均衡ヲ示シマシテモ、国内ニ失業者が溢レ、多クノ生産要素ガ遊休状態ニ置カレル有様デアリマシテハ、是ハ真ノ意味ノ健全財政トハ決シテ稱スルコトガ出来ナイト考ヘルノデアリマス。終戦後ノ我が經濟ハ甚ダシキ「インフレ」ニ襲ハレテ居ルトハ一般ノ觀察デアリマス。飛行紙幣ハ著シク増加シ、物価、賃金等ノ騰貴ヲ示シマシタ現象ヲ取ツテ申セバ、確カニ「インフレ」ニ相違アリマセヌ。併シ我々が従来漠然ト「インフレ」ト稱シテ居リマシタ現象ハ、曾テ「ケインズ」モ指摘致シマシタ如ク、一ツノ明カナ意味ガアルト考ヘルノデアリマス。ソレハ或ル社会ノ經濟ガ既ニ「フル・エンプロイメント」ノ状態ヲ示シ、凡ユル生産要素、即チ人モ設備モ既ニ「フル」ニ稼動シテ居ル場合ニ於テ、尚ホ其ノ上ニ購買力ガ注入ヲサレ、為ニ物価ノ騰貴ヲ生ズル場合デゴザイマス。斯カル場合ノ購買力ノ増加、ヨリ正確ニ申セバ所謂有効需要ノ増加ハ、百「パーセント」物価ノ騰貴トナツテ現ハレマス。所謂悪性「インフレ」ハ此ノ段階ニ於テ生ズル現象デアルト考ヘルノデアリマシテ、戦時中ノ我が國ニハ、確カニ此ノ意味ノ「インフレ」ガアツタト考ヘマス。所ガ昨年ノ終戦以來ノ我が國ハ果シテ「フル・エンプロイメント」ノ状態ニアツタカト申セバ、ソレハ左

様ニハ申サレマセス。ソレドコロカ、現ニ我々が見マス如ク、多クノ失業者ガ發生シ、表面就業ヲ致シテ居ル人達モ十分ノ生産活動ヲナスコトガ出来マセヌデ、生産設備ノ甚ダ多クノ部分ハ遊休化シテ居ルノデアリマス。是ハ斷ジテ完全稼働デハナク、逆ニ甚ダシク「アンダー・エンプロイメント」デアルト思ハレルノデアリマス。斯カル状態ノ下ニ於テノ通貨膨脹ト物価騰貴トハ、仮令ソレガ「インフレ」デアルト致シマシテモ、普通ノ意味ノ「インフレ」デハナイト考ヘラレルノデアリマス。終戦後ノ我が国ノ所謂「インフレ」ハ以上ノ次第デアリマシテ、実ハ戦争及ビ敗戦ニ基イテ生ジマシタ経済秩序ノ破壊ト虚脱状態、而シテ是ヨリ生ジタ飢饉現象乃至恐慌現象ト見ルベキデアラウト考ヘマス。食糧ヲ初メ物資ハ著シク不足シマシタ、生産ハ停頓シマシタ。而モ之ヲ回復スル知慮ト勇氣トガ不幸ニシテ国民ノ間ニ一時失ハレマシタ。茲ニ即チ飢饉物価ヲ發生シタノデアリマス。而シテ此ノ飢饉物価及ビ其ノ他全般ノ經濟不安カラ、預金ノ引出、通貨ノ退蔵等等ノ現象ガ現ハレマシテ、終戦後ノ通貨膨脹及ビ物価騰貴ヲ發生シタ原因ハ、細カク分析致シマスレバ、固ヨリ多クノコトガ挙ゲラレナケレバナリマセヌケレドモ、私ハ其ノ基調ヲ成シテ居ルモノハ、以上ニ申上ゲタ所ニアルト信ズルノデアリマス。

世ノ中ニハ第一次世界大戦後「ドイツ」ニ起リマシタ「インフレ」ヲ想ヒ起シテ、之ト今日ノ我が国ノ通貨膨脹トヲ比較シテ云々スル方モアリマサガ、私ハ此ノ兩者ハ全然其ノ性質ヲ異ニスルモノト考ヘテ居ルノデアリマス。斯カル今日ノ我が国ノ所謂「インフレ」ハ、以上ノ次第デアリマスカラ、通貨収縮即チ「デフレ」政策ニ依ツテ処理シ得ルモノデハ斷ジテナイト信ジマス(「ノーノー」拍手) 飢饉物価ハ物ノ生産ト出廻リノ増加ニ依ツテ救済シ得ルノデアリマス)「ノーノー」拍手) 恐慌ハ人心ノ不安ヲ一掃シテノミ鎮靜シ得ルノデアリマス。若シ此ノ際「デフレ」政策ヲ執リマスレバ、物価ノ水準ハ引下ゲ得ルデアリマセウ。併シ恐ラク生産ハ一層縮小シ、国民所得ハ減ジマシテ、国民

ノ生活難ハ寧ロ益々激シクナルノデハナイカト思フノデアリマス。(拍手) 人心ノ不安ハ、斯様ナコトデアツテハ固ヨリ之ヲ払ヒ去ルコトハ出来ナイト考ヘマス。国ニ失業者ガアリ、遊休生産要素ノ存スル場合ノ財政ノ第一要義ハ、是等ノ遊休生産要素ヲ動員シ、是等ニ生産活動ヲ再開セシメルコトニアルト考ヘマス。(拍手) 此ノ目的ヲ遂行スル為ナラバ、仮令財政ニ赤字ヲ生ジ、為ニ通貨ノ増発ヲ来シテモ何等差支ヘハナイ。(「ヒヤヒヤ」拍手) ソレドコロカ、却テ是コソ真ノ意味ノ健全財政デアルト信ジマス。(拍手) 而シテ是ハ今日ノ経済学説モ亦認メル所ト私ハ考ヘルノデアリマス。昭和二十一年度ノ改定予算ハ、先程モ申上ゲマシタヤウニ、未ダ決シテ理想的ナモノデアリマセヌガ、以上ノ意味ニ於テ正ニ健全財政ノ線ニ沿ヘルモノト確信スル次第デアリマス。(拍手) 勿論斯ク言ウテモ今日ノ我が國ノ状態ハ、単ニ購買力ヲ経済界ニ注入スルコトノミニ依ツテ直チニ経済活動ヲ増進シ得ルガ如キ簡單ナモノデアリマセヌ。終戦後多クノ企業ハ収支償ハズ、生産ハ停頓、減少シ、甚ダ憂フベキ状態ヲ示シテ居リマスガ、ソレハ唯普通ノ景気循環ノ場合ノ不景気現象デアリマセヌ。前ニモ一言致シマシタ如ク、戦争及ビ敗戦ニ依ツテ生ジタル破壊ト虚脱状態ニ基イテ起ツタ現象デアリマス。随テ我々ハ茲ニ単ナル不景気ヲ克服スルノトハ異ツタ政策ヲ遂行スル必要ガアルト信ジマス。

其ノ第一ハ先ヅ以テ終戦後ノ現実ニ即応シ、且ツ平和日本建設ノ方途ニ合致シマシタル整理ヲ経済界ニ施シ、経済再建ノ基盤ヲ確実ニシ、経済界ノ進路ヲ明朗ニシ、所謂虚脱状態カラ脱却スルコトガ必要デアルト考ヘマス。(拍手) 我々ハ此ノ観点カラ、終戦後ノ懸案デアリマス所ノ補償問題等ヲ速カニ且ツ合理的ニ処理シ、又金融緊急措置令等ニ依ツテ一時已ムヲ得ズ採用致シマシタル封鎖預金等ノ制度ヲ、出来ル限り早イ機会ニ撤廃致シタイノデアリマス。(拍手) 此ノ方策ハ目下政府ニ於テ慎重ニ練ツテ居リマス。前内閣以来ノ計画デアリマシタ財産税等モ、亦是等ノ諸措置

ト関連致シマシテ適切ノ修正ヲ施シ、国民各自ガソレゾレ其ノ分ニ応ジテ新生日本ノ經濟再建ニ寄与スル途ヲ開キタ
イト考ヘテ居ル次第デアリマス。(拍手)我々ハ日本ノ前途ヲ決シテ悲觀致シマセヌ。真ニ我々ハ民主主義ト平和主義
トニ徹底シ、協力一致奮勵致シマスナラバ、希望ハ前途ニ充チ満チテ居ルト考ヘマス。併シ何セヨ八年ニ互ル戦争ニ
依リマシテ国力ヲ極度ニ消耗シ、加フルニ敗戦ニ依リ秩序アル平和産業ヘノ轉換ヲ一時不可能ニ陥レマシタ。是等ガ
国民經濟ニ与ヘタ損失ハ莫大デアリマス。經濟界ノ整理トハ、言葉ヲ換ヘテ申セバ此ノ損失ヲ率直ニ承認シ、之ヲ國
民經濟ノ資産表カラ切捨テルコトデアリマス。(拍手)勿論此ノコトハ口デ申スノハ甚ダ容易イノデアリマスガ、実行
ニハ非常ナ苦難ヲ伴フコトヲ我々ハ覺悟致サネバナリマセヌ。併シ此ノ整理ハ成行キニ任セテ置キマシテモ、何時カ
ハ必ズ行ハナケレバナラヌ所ノコトデアリマス。然ルニ之ヲ成行キニ任セテ置キマスコトハ、整理ノ期間ヲ長引カセ
ルノミナラズ、秩序アル整理ヲ不可能ニシ、好マシカラヌ經濟上ノ波瀾ヲ繰返シ、此ノ經過ニ於テ更ニ損失ヲ累加ス
ル危険ガアルト考ヘマス。故ニ政府ハ此ノ際忍ビ難キヲ忍ビ、断乎トシテ以上ノ整理ヲ敢行シ、以テ經濟再建ノ時期
ヲ促進シタイト考ヘテ居リマス。(拍手)併シ經濟界ノ整理ハドンナ方法ヲ以テ致シマシテモ、必然「デフレーション」
ノ傾向ヲ伴ヒマス。而シテ今ヤ我が國ノ經濟ガ是非トモ整理過程ニ入ラナケレバナライコトハ、仮令國家ガ茲ニ何
等カノ積極的処置ヲ執リマセヌデモ、必然免レナイ所デアリマス。我々ハ茲ニ我が國ノ今日ノ所謂「インフレ」乃至
物価騰貴ハ、好ムト好マザルトニ拘ラズ「デフレ」ニ転ズル時期ニ近付キツゝアルト考ヘルノデアリマス。併シ「デ
フレ」ニ転ズレバソレデ問題ハ解決スルカ、決シテ是ハ解決致シマセヌ。前ニ述ベマシタ如ク、今日ノ我が國ノ問題
ハ、ドウシテ物資ヲ増産シ、飢餓現象ヲ解消シ、經濟ノ前途ノ見透シヲ明カニシテ人心ヲ安定スルカニアリマス。我々
ガ經濟界ノ速カナ整理ヲ求メルノモ此ノ目的ヲ達スル為メデアリマスガ、ソレハ謂ハバ消極的政策デアリマス。我々

ハ更ニ積極的ニ是等ノ目的ヲ達成スル手段ヲ講ズル必要ガアルト考ヘマス。

此ノ積極政策ノ一ツハ、枢軸産業ニ対スル特殊ノ促進策デゴザイマス。其ノ中、既ニ政府ガ其ノ計画ニ著手致シテ居リマス其ノ一ツハ、石炭業ニ対スルソレデゴザイマス。今日石炭ノ強力ナル増産ヲ行フコトハ、凡ユル産業ノ復興ヲ促ス第一ノ緊要事デアルト考ヘマスガ、政府ハ是ガ為メ今ヤ画期的ナ方策ヲ講ゼント致シテ居リマス。我々ハ是ガ為メ必要デアアルナラバ、石炭業ノ過去ノ債務ヲ整理シ、且ツ将来ノ収支ノ均衡ヲ確保スル為ニ生産者価格ノ大幅ノ値上ヲモ辞セナイ積リデアリマス。但シ消費者ノ価格ヲ此ノ際動カシマスコトハ、他ノ多クノ物資ノ価格ニ影響ヲ致スノミナラズ、ソレ等ノ価格ノ改訂ガ行ハレルマデ物資ノ出廻リヲ阻碍スル危険ガアリマスカラ、是ハ姑ラク避ケマシテ、代リニ思切ツタ価格調整補給金ヲ支出スルコトニ致シマス。但シ斯様ナ措置ヲ行ヒマス為ニハ、炭鉱ノ経営ヲ凡ユル側面ニ互ツテ合理化シ、必ズ増産ノ行ハレルコトノ保証ガナケレバナリマセヌ。假令最初ノ生産者価格ハ相当ニ高ク定メマシテモ増産サヘ行ハレルナラバ、ソレニ従ツテ生産費ハ追々に下ルト思ヒマス。随テ価格モ亦下ル筈デアリマス。故ニ我々ハ増産ノ保証サヘ炭鉱ガ確実ニ与ヘテ呉レマスナラバ、合理的ナ価格ノ値上ニ対シテ之ヲ値切ルコトハ致サナイ積リデアリマス。其ノ代リ全国ノ炭鉱業者及ビ石炭ノ生産ニ関係スル総テノ人ニハ強ク責任ヲ持ツテ貰ハナケレバナリマセヌ。増産ヲスル筈デアツタガ、他ノ事情ガ斯ウ變化シタカラナドト言フ申訳ハ、真ニ不可抗力ニ依ル場合ノ外ハ許サナイ積リデアリマス。言フマデモナク、ソレニハ炭鉱ノ経営者ノミデナク、又総テノ従業者諸君ノ固キ協力ヲ必要ト致シマス。我々ハ斯ウシタ決意ノ下ニ、幸ヒニ石炭増産ガ明カナ前途ヲ示スニ至リマスナラバ、全国産業ノ立直リハ茲ニ確実ナ緒ヲ開キ、所謂「インフレ」ノ悪循環モ必ズ断絶シ得ルト考ヘマス。

以上ハ石炭ヲ一例トシテ申述ベタノデアリマスガ、其ノ他食糧ニ付キマシテモ、肥料ニ付キマシテモ、此ノ際執ル

ベキ策ハ大体之ト同様ノ線ニ沿フベキモノデアルト考ヘルノデアリマス。幸ヒニシテ只今ノ所、本年ノ天候ハ頗ル良好デアリマシテ、今秋ノ豊作ヲ思ハシメルモノガゴザイマス。米国、「カナダ」等ノ小麦モ甚ダ豊作デアルト伝ヘラレテ居リマス。我々ハ、斯様ニシテ憂ヘラレタ食糧危機モ内外ヲ通ジテ打開セラレル時期ガ近ヅイテ居ルノデハナイカト喜ブ次第デアリマス。ト申シテ油断ハ禁物デアリマス。我々ハ飽クマデモ、天ハ自ラ助クル者ヲ助クルト言フ格言ニ基キマシテ、邁進致シタイト考ヘテ居リマス。

第二ハ復興金融ノ強力ナル推進デアリマス。資金ハ言フマデモナク物デアリマス。然ルニ其ノ物ガ今我が国ニハ欠乏シテ居ルノデアリマスカラ、随テ今日ノ我が国ニ資金ガ豊富デアル理由ハゴザイマセヌ。故ニ我々ハ資金ヲ極力節約致シ、有効ニ之ヲ利用シ、又其ノ蓄積ヲ凶ラナケレバナリマセヌ。我々ハ此ノ観点カラ、資金ノ使用ニ相当ノ制限ヲ加ヘナケレバナラナイト考ヘマス。併シ左様デアルカラトテ、資金ノ円滑ナル供給ヲ欠ク為メ生産ノ勃興ヲ妨グルガ如キコトガアツテハ相成リマセヌ。前ニ申上ゲマシタ如ク、経済界ノ整理過程ニ於テハ、往々ニシテ斯様ナ弊ヲ生ジ易イノデアリマス。其ノ為ニ当然生クル筈デアリ、又生カサナケレバナラヌ所ノ企業ヲ、ミスミス殺シテシマフヤウナコトガ往々ニシテ起リマス。我々ハ此ノ弊ノ発生ヲ防グ為メ、政府出資ノ下ニ、近ク復興金融機関ヲ設ケマシテ、是ガ出資ニ億円ハ今回ノ改定予算ニ計上シテゴザイマス。又此ノ復興金融機関ガ出来マスマデノ過渡的処置ト致シマシテハ、直チニ興業銀行ヲシテ復興金融ヲ行ハシメル準備ヲ整ヘテ居リマス。併シ斯様ナ一ツノ特殊ノ金融機関ノミニ依リマシテ日本経済再建ノ金融ニ遺憾ナキヲ期スルコトハ困難デアリマス。我々ハ特殊ノ復興金融機関ヲ設立シテ、其ノ活動ニ期待スルト共ニ、又旧来ノ凡ユル金融機関ノ総動員ノ活躍ヲ期待スルモノデアリマス。資金ハ固ヨリ生産ヲ興ス所ノ部面ニ集中致サレナケレバナリマセヌ。所謂放漫ナル貸出ハ如何ナル場合ニ於テモ厳ニ之ヲ戒メナケ

レバナリマセヌ。併シ苟クモ生産資金デアリマスナラバ、日本銀行ハ之ヲ供給スルコトニ躊躇致シマセヌ。政府モ亦必要ニシテ可能ナル援助ヲ惜シムモノデアリマセヌ。殊ニ中小商工業者ニ対スル金融ニ付キマシテハ、政府ハ各地財務局等ニ命ジマシテ、不断ニソレゾレノ地方ノ金融機關ト緊密ナル連絡ヲ保チ、萬遺憾ナキヲ期シテ居リマス。

金融ニ付テ近来一ツノ問題ハ、国民中ノ或ル部分ニ滞留シテ居ル所ノ紙幣ニ付デアリマス。世ノ中ニハ、是等ノ紙幣ヲ再ビ新紙幣ト交換或ハ封鎖ヲセヨト言フヤウナコトヲ言ハル、方ガアリマスガ、左様ナコトハ我々ノ今全ク考ヘテ居ナイ所デアリマス。ノミナラズ、又是ハ何人ガ金融政策ノ衝ニ当リマシテモ、恐ラクナシ得ナイ所デアラウト考ヘルノデアリマス。滞留シテ居ル所ノ通貨ハ、唯強権ヲ以テ回収致シマシテモ、之ヲ収縮シ得ル効果ハ一時的デアリマス。ソレハ本年二月以降ノ実況ガ証明シテ居ルト考ヘマス。外カラ力ヲ加ヘズトモ、滞留セル通貨ガ自ラ銀行ニ集マリ、郵便貯金ニ化スヤウニ致スコトガ必要デアリマス。ソレニハ先ツ第一ニ經濟界ノ前途ヲ明ルクシ、預金ガ再ビ封鎖サレルノデハナイカナドト言フ風説ノ現ハル、余地ノナイヤウニスルコトガ必要デアリマス。所謂新円ト旧円トノ區別ヲ出来ルダケ速カニ撤廃致シタイト考ヘルノモ此ノ点カラデアリマス。我々が經濟界ノ整理ヲ断行シタイト云フ其ノ目的ノ一ツハ、又是ニアルノデアリマス。ト同時ニ我々ハ又預貯金等ヲ行フ習慣ノ乏シキ人々ニ対シマシテハ、之ヲ誘導シテ預貯金等ニ興味ヲ感ゼシメル如キ方法ヲ講ズル必要ガゴザイマス。其ノ方策ハ勿論色々アリマスガ、我々ハ之ヲ端カラ実行致シテ行キタイト考ヘテ居リマス。尚ホ我々が國ノ通貨及ビ金融制度ニ付キマシテハ、前内閣時代既ニ委員會ヲ設ケマシテ、其ノ改革案ノ調査ヲ開始致シテ居リマス。追ツテ本議會ニ於テ御審議ヲ煩ハス筈ニナツテ居リマス所ノ証券取引所ノ新機構ハ、其ノ委員會ノ所産ノ一ツデゴザイマス。我々ハ更ニ此ノ調査ヲ再開致シマシテ、以テ我々が國通貨金融ニ関スル民主主義の方途ヲ確立スル計画デゴザイマス。

第三ハ産業ノ合理化デアリマス。前ニ我々ハ、我が国ノ經濟界ハ整理シナケレバナラヌト申上ゲマシタガ、是ハ唯消極的ニ事業ヲ縮小スルコトデアリマセヌ。積極的ニ、又産業ニ凡ユル合理化ヲ行フコトデナケレバナラナイト考ヘマス。産業ノ合理化トハ、言ヲ換ヘレバ從業者一人当リノ能率ヲ増シ、其ノ生産ヲ高メルコトデアリマス。能率ガ上ラズシテ日本ノ産業ノ興ル筈ハナク、又勤勞者ノ所得ヲ増加シ、國民生活ノ改善ヲ図リ得ル訳ハナイト考ヘマス。元來我が国ノ賃金俸給ガ歐米諸國ニ比シ低カツタト言ハレマスノハ、主トシテ生産能率ノ低カツタコトニ依ルト私信ジマスガ、遺憾ナガラ今日ノ我が国ニ於キマシテハ、一層其ノ生産能率ヲ低下シテ居ルモノト考ヘラレルノデアリマス。随テ今日ノ此ノ状態ノ下ニ於キマシテ、國民ノ生活水準ハ必然低下スル外ハナイノデアリマス。俸給賃金ハ最近一般ニ著シキ引上ヲ見マシタニ拘ラズ、依然トシテ勤勞者ノ生活苦ハ緩和セズ、他方企業ハ赤字ヲ累積シテ居ル所以ダト考ヘマス。況ヤ我が国ハ戰爭ト敗戦ニ依リマシテ多クノ資本ヲ失ヒマシタ。其ノ上ニ尚ホ今後賠償ニ依ツテ資本ヲ失ハウト致シテ居ルノデアリマス。此ノ欠陥ヲ償ヒ、以テ國民一人当リノ生産ヲ増加スル方法ハ、思フニ産業ヲ合理化シ、而モ其ノ産業ノ合理化ハ、一ツ一ツノ企業ニ付テノミデナク、広ク産業全体に亙ツテノ合理化ノ外ニナイト考ヘルノデアリマス。第一次世界大戰後、一時我が国ニモ産業合理化運動ガ起リ掛ケタコトガアリマスガ、ソレハ遂ニ徹底致シマセヌデシタガ、我々ハ今度コソ之ヲ徹底スル必要ガアルト考ヘルノデアリマス。前ニ申上ゲマシタ經濟界ノ整理ハ、此ノ目的ノ下ニ行ハナケレバナリマセヌ。且下政府ガ計画致シテ居リマス農地制度ノ改革ノ如キモ、又茲ニ一ツノ使命ガ存スルト考ヘテ居ル次第デアリマス。

第四ハ失業者受入体制ノ強力ナル推進デアリマス。經濟界ノ整理ト合理化トハ、必然失業者ヲ發生スルコトヲ免レマセヌ。サウデナクテモ現ニ多数ノ失業者ガ存スル所ニ、更ニ之ヲ増加スルコトハ固ヨリ甚ダ憂フベキコトデアリ、

忍び難キコトデアリマス。併シ之ヲ惧レテ居リマシタノデハ、整理ハ進行致シマセヌ。随テ經濟ノ再建ハ出来マセヌ。此ノ矛盾ヲ我々ハ解カナケレバナライノデアリマス。茲ニ我々ハソレ等ノ失業者ヲ受入レル体制ヲ強力ニ整ヘル必要ガ起ツテ參リマス。併シ其ノ体制ハ単ニ失業者トシテ消極的ニ救助シ生活サセルト言フコトニ止マツテハナリマセヌ。我々ノ理想ハ、ソレ等ノ人々ガ苟クモ何等カノ勤勞ニ耐ヘル能力ヲ持ツテ居リマス限り、直チニ適當ナル業務ヲ供給シ、失業者タラシメザルコトデアリマス。純然タル救助ハ出来ル限りノ小範圍ニ止メタイノデアリマス。是レ即チ國民ノ生活權ヲ擁護スル所以デモアリ、又刻下緊要ノ生産増加ヲ齎ラス方法デモアルト考ヘマス。我々ハ此ノ觀點カラ、前ニ申上ゲマシタ如ク、予算ノ上ニモ相當ノ金額ヲ計上致シマシタ。我々ハ之ヲ適切ニ運用致シ、且又広ク民間ニモ協力ヲ求メマシテ、此ノ問題ノ処理ニ遺憾ナキコトヲ期シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス。尚ホ一般失業者トハ其ノ性質ヲ異ニ致シマスガ、海外ヨリノ引揚同胞及ビ旧軍人軍屬諸君ノ問題ガアリマス。之ニ付キマシテハ、前ニ予算ノ数字ニ付テ申上ゲマシタ如ク、其ノ直接ノ引揚費七十七億余円ヲ計上致シマシタ。併シ是等ノ諸君ニ関シ最も重要ナ問題ハ、ドウシテ是等ノ諸君ニ仕事ヲ供給シ、其ノ生活ノ再建ヲ図ルカデゴザイマス。政府ハ之ニ付キマシテハ特ニ意ヲ用ヒマシテ、取敢ヘズ援護其ノ他民生施設費三十億円中ヨリ、必要ナル生業資金ノ供給ヲ図リタイト考ヘテ居リマス。又六十億円ノ公共事業費其ノ他ニ依リマシテ行ハレマス所ノ事業ニ、是等ノ諸君ノ勞苦ヲ吸収スル途ヲ強力ニ開キタイ計画デゴザイマス。戰災復興事業モ、以上ニ関連セシメマシテ、同時ニソレガ失業対策タルガ如キ方法ヲ以テ促進致シタイト考ヘテ居リマス。

第五ハ經濟ノ民生化デアリマス。此ノコトハ既ニ今マデ屢々繰返シテ述べラレタコトデアリマスカラ諄クハ申上ゲマセヌ。併シ世ノ中ニハ往々ニシテ、今日尚ホ我が國ニ所謂大地主、大金持ヲ擁護セントスル運動ガアルカノ如ク言

フ人ガアリマス。是ハ甚ダ理解シ難イコトデアリマス。(拍手) 既ニ所謂財閥ハ事実ニ於テ悉ク解体サレ、農地制度ノ改革ハ一層強化サレ、其ノ上ニ更ニ、以上ニ述ベマシタ如ク、經濟界ノ整理ハ断行サレ、加フルニ財産稅ガ又課サルノデアリマス。從來ト雖モ我が国ニ所謂大地主、大金持ト称セラレル程ノ者ガ幾何アツタカハ疑問デアリマシガ、今後ノ我が国ニ於テハ、其ノ僅少ナル大地主モ大金持モ全ク姿ヲ没スルノデアリマス。(拍手) 惟フニ今後ノ我が国ノ社会ハ、好ムト好マザルトニ拘ラズ、地方ニ於テハ小規模ニシテ且ツ殆ド相互ノ間ニ差等ノナイ自作農、都会ニ於テハ中小商工業者及ビ勤勞者、又会社、事業ニ於テハ多数ノ小株主、殆ド斯様ナ人々ガ我が社会ヲ構成スルコトデアラウト思ヒマス。此ノ意味ニ於テ、我が經濟ノ民主化ハ既ニ半ハ成レリト申シテモ過言デナイデアリマセウ。(拍手) 併シ申スマデモナク真ノ意味ノ民主主義ハ、社会ノ構成員ヲ唯小粒ニシタダケデ實現サレルモノデハアリマセヌ。(「ヒヤヒヤ」拍手) ソレニハ民主主義的の道德と文化トノ裏付ケガナケレバナリマセヌ。(拍手) 我が国ノ今日ノ急務ノ一ツハ、實ニ此ノ道德ト文化トヲ高メルコトダト考ヘマス。經濟ノ側面カラ申シマシテモ、其ノ道德ト文化トガ向上致シマシテ、初メテ其ノ真ノ民主主義化ハ期待サレ、同時ニ能率ノ増進ト生産ノ増加トヲ齎ラシ得ルモノト考ヘマス。本年度ノ改定予算ニハ、先程申上ゲマシタ如ク、臨時的歳出ガ非常ニ多ク、為ニ不幸ニシテ教育、文化ノ為ノ支出ノ計上ハ比較的少額ニ止マリマシタ、併シ此ノ窮屈ナ予算ノ中ニ於キマシテモ、尚ホ国民学校教職員ノ待遇改善等ヲ行ヒマシテ、尚ホ今後御協賛ヲ仰ギマス所ノ追加予算ノ中ニモ其ノ費目ガ出テ参リマス。以テ聊カ民主主義的の道德ト文化トノ向上ニ資シタイト考ヘル次第デアリマス。(拍手) 今後財政ニ余裕ヲ生ズルニ從ヒマシテ、更ニ大イニ是等ノ費用ヲ増額致シタイト我々ハ考ヘ、且ツ望ンデ居ル次第デアリマス。

以上ハ、只今政府ガ計画シ、或ハ著手シ始メテ居リマス所ノ財政經濟政策ノ大要デゴザイマス。此ノ外尚ホ問題ハ

甚多イノデアリマスガ、最後ニ一言ヲ附加ヘマシテ終リタイト思ヒマス。我が国ハ今純然タル閉鎖經濟ヲ宮ンデ居ルノデアリマセヌ。我が国ハ既ニ必要ナル食糧及ビ纖維原料等ノ輸入ヲ、連合國最高司令部ヲ通ジテ許サレテ居リマス。之ニ對シテ又我が國ハ生糸其ノ他ノ見返リ物資ノ輸出ヲ許サレテ居リマス。併シ此ノ輸出入ハ、言フマデモナク司令部ノ嚴重ナル監督ト制限トノ下ニ許サレテ居ルノデアリマシテ、未ダ遺憾ナガラ國際經濟ヘノ自由ナル参加ハ許サレテ居リマセヌ。併シ此ノ狭小ナル領土、曾テカラ國民ニソレガ懇ヘラレ、世界ノ識者モ亦或ル程度マデ之ヲ承認シテ居リマシタ我が國ノ此ノ小サナ領土ハ、更ニ此ノ戰爭ニ依リ著シク狭メラレマシタ、此ノ變化セル條件ノ下ニ、日本國民ガ平和民主的國民トシテノ教養ヲ高メ、世界ノ文化ニ貢獻シ得ルニ足ルダケノ生活水準ヲ保チマス為ニハ、是非トモ國際經濟ヘノ一層自由ナル参加ガ許サレルコトガ必要デアリマス。(拍手) 以上申上ゲマシタ經濟界ノ整理、増産促進ニ依ル所謂「インフレ」ノ克服、金融制度ノ改革、經濟ノ民主化等ノ諸政策ハ、一面カラ申セバ、即チ日本國民ガ應テ國際經濟ヘノ自由ノ参加ヲ許サレル場合ニ對スル準用デアルト考ヘマス。(拍手) 我々ハ斯様ニシテ国内ヲ整ヘ、何時デモ國際經濟ヘノ全面的参加ヲナシ得ル態勢ヲ執ツテ置カナケレバナリマセヌ。而シテ是ハ又其ノ参加ガ速カニ許サレル準備デアルトモ考ヘマス。今回ノ戰爭ニ依リマシテ大イナル損害ヲ被リマシタノハ、独リ我が國ノミデハアリマセヌ。戰勝國ト雖モ、亦其ノ戰後ノ回復ハ決シテ容易ノ業デハナイヤウニ見受ケラレマス。所謂「インフレ」ノ危險ハ世界的デアリマス。我が國ガ此ノ危險ヲ能ク突破シ、平和的民主主義經濟ノ建設ニ速カニ成功致シマスナラバ、是ハ改正憲法ニ於テ武力ノ撤廃ヲ世界諸國ニ先驅シテ宣言セントシテ居ルノト同様ニ、産業經濟ノ分野ニ於キマシテモ亦世界ニ範ヲ示スモノダト考ヘマス。(拍手) 而シテ我々ノ此ノ努力ニ對シテ、連合國最高司令部ハ必ず全面的支援ヲ惜シマザルモノト私ハ信ジテ居リマス。繰返シテ述べマス如ク、併シナガラ此ノ成功ヲ齎ラスマデ今後暫

ク我が国民が忍バナケレバナラヌ所ノ困難ハ尋常一様ノモノデハアリマスマイ。併シ人間ハ現在ヨリモ将来ノ希望ニ生キルモノデアリ、輝カシキ平和日本ノ民主主義經濟ノ建設ガ斯クテ成功スルト云フ日ヲ^(マヤ)展望致シマスナラバ、又我々ノ勇氣ハ勃然ト起ルト考ヘマス。(拍手)

以上ハ甚ダ意ヲ尽シマセヌガ、政府ガ只今考ヘテ居リマス大体ノ所ヲ申上ゲタ次第デアリマス。何卒政府ノ意ノ存スル所諒察サレ、本予算ニ対シテ速カニ協賛ヲ垂レラレンコトヲ切ニ御願ヒスル次第デアリマス。(拍手)

(一) 『財政』昭和二十二年九月号(二一巻八号)の二一〇頁に二段組みで、第九〇回帝國議會に於ける石橋大蔵大臣の財政演説と題して掲載されているが、この本文は、さきにもみた衆議院會議録の文章とは異なる。にも係わらず、同名の題名であるところを見ると、「財政」掲載の文章は、財政に掲載するに當つて、セレクトされたのではないかと思われる。参考までに全文を紹介する。

第九〇回帝國議會に於ける石橋大蔵大臣財政演説

昭和二十一年度一般會計歳入歳出予算の審議をわづらはすに當り茲にその予算の性格の概要を申し述べ、併せて、政府が只今考へて居る、財政經濟政策の大体の方針を明かにし、御協賛を仰ぎたいと存じます。

昭和二十一年度の総予算は、昨年十二月十八日、衆議院が解散され、而も、総選挙が予定以上に、遅延するに至りたる等の為、遂に年度初め迄に、その成立を見るに至らなかつた。

従つて、政府は憲法第七十一条の規定に依り、前年度予算を施行せざるを得ぬに至つた。併し、昭和二十年度予算は、戦争の遂行を前提として編成されたものであつて、情勢の全く一変した本年度において、その俟これを施行する事は、もとより全く不可能な事である。

又、かかる場合従来の慣行に依れば、実行予算を編成し、而してその内、施行予算を以て支弁し得ざる部分についてのみ、追加予算を議会に提出し、その協賛を求めめるのであるが、かくては予算の数字を徒らに膨大ならしめるのみならず、甚だ明瞭を欠き国民は一目に全貌を知る事が出来ない。これは財政民主化の主旨にもとるのみならず、予算の実行の上にも不便が甚だ多い。

加ふるに、今回の予算は新生日本第一年度の予算であつて、これが現在及び将来に対して、有する意味の重大さを、考へる時、特にこれを綜合し、而して編成する事の必要を痛感せざるを得ない。

よつて、政府は実質的に昭和二十一年度の予算となるべきものを改訂予算として編成し、別にその編成に関する法律案の協賛を求めると共に、かくして編成される改訂予算を茲に提出し、審議を願ふ次第である。

昭和二十一年度一般会計改訂予算の歳出は五六〇億八八百余万円、これに対する普通歳入は三〇五億一百余万円、差引歳入不足二五五億八七百余万円である。

但し、以上の金額の中には、既に本年四月乃至七月迄に施行予算予備金支出、緊急財政処分及び先般の追加予算に依つて、支弁せらるべき歳出一一三億四一百余万円、歳入、四七億六三百余万円を含んでいる。従つて本予算の協賛を願ひ今後実行はれる歳入及び歳出は、以上の金額を差引いた残額である。

斯様に、本年度の改訂予算は、既に過ぎ去りたるものを含んでいるが、兎に角、本年度の歳出は、以上述べたる如く、五六〇億八八百余万円の巨額に昂る次第であるが、今これを総轄して、費目別に示すと、次の通りである。

民生安定費	六、三三四、七六五	一一・三%
経済再建費	一〇、〇四四、六〇二	一七・九%
教育文化費	一、二六三、七八五	二・三%
同胞引揚費	七、七七二、五二一	一三・九%
終戦処理費	一九、〇〇〇、〇〇〇	三三・九%
朝鮮における進駐軍用 特別住宅建設資材費	一、二〇〇、〇〇〇	二・二%
地方分与税分与金	二、五五九、〇二一	四・六%

国債費	五、〇四八、八七三	九・〇%
国庫予備金	八〇〇、〇〇〇	一・四%
その他	二、〇七四、八八六	三・七%
合計	五六、〇八八、四五五	一〇〇・〇%

即ち、その割合の最も大なるものは、終戦処理費であつて、これに同性質の特別住宅建設資材費を加へると、二〇二億に上り、総歳出の約三割六分に達する。

次に大なるは、経済再建費で総歳出の約一割八分に入る。その他総歳出に対する割合は、同胞引揚費約一割四分、民生安定費一分余、国債費九分、地方分与税分与金四分六厘、教育文化費一分三厘、国庫予備金一分四厘、その他三分七厘である。

即ち、以上に依つて察せられる如く、本年度の予算は、全く終戦後の変態に基く変態予算である。それは、例へば、この約五六〇億円の歳出の内、大体において、本年度限りの支出と認められるものをあげれば、次の如くその半分以上の二九七億円にのぼることを以ても察せられる。

一、同胞引揚費	七、七七一、〇〇〇
(一) 第一復員費	二、二五四、〇〇〇
(二) 第二復員費	一、五八五、〇〇〇
(三) 一般同胞引揚表	三、九三三、〇〇〇
二、戦災保護費	四三四、〇〇〇
三、価格調整補給金	四、三二七、〇〇〇
四、船舶運営会補助	九四一、〇〇〇
五、終戦処理費	一四、七三四、〇〇〇
六、朝鮮における進駐軍用住宅建設資材費	一、二〇〇、〇〇〇
七、その他	三〇三、〇〇〇
計	二九、七二五、〇〇〇

想ふに膨大な財政支出が、特に歳入不足を伴つて累積的に継続するならば、その結果は言ふ迄もなく、甚だ憂慮しなければならぬ。併し、本年度の支出は以上述べたる如く、その建前に於て本年度限りと認められるものが甚だ多い。もとより、今日の我が国の特殊事態の下に於ては、今後尚ほ特殊の支出を要する場合もあると考へなければならぬ。又、本年度に於ても、若干の追加予算の協賛を得なければならぬ事が予想されている。しかし、以上に、述べた本年度予算の性格から判断して、来年度以降は、逐次、歳出を減少し遠からざる将来に於て、収支の均衡を、回復し得る事を吾々は確信する次第である。

更に、本年度の一般会計改定予算を他の側面から觀察するに、その運営により、失業対策費として役立ち得るものが、次の如く二〇億円を算し総歳出の三分の一以上を占める。

一、援護その他民生施設費	三、〇〇〇、〇〇〇
二、就業対策費	九三、〇〇〇
三、公共事業費	六、二三五、〇〇〇
四、終戦処理の内	二二、九二七、〇〇〇
(イ) 労務費	一、一七五、〇〇〇
(ロ) 施設費	一一、七五〇、〇〇〇
計	二二、二五六、〇〇〇

但し、この中には、前にも述べた如く、既に本年四月より七月迄の間に支出を予定されたものを含むから、今後新にこれだけの失業対策費が支弁される訳ではない。しかし、その中の大いなる部分が今後支出せらるべきものである。

失業対策については後に更に述べるが、非自発的失業者の存在と遊休生産施設及び資材の存在とは一刻も早く解消しなければならぬ、即ちあらゆる現存生産諸要素の完全稼働、即ちフル・エンプロイメントの実現こそは吾々の目懸けねばならぬ財政経済政策の最大の目標でなければならぬ。而して本年度の改定予算はいささかその目標に向つて邁進せんとするものである。

次に、歳入について一言致したい。以上の如く、歳出は巨額に上るので吾々はこれに対して、出来る限り、歳入の増加を図らねばならぬ。吾々はこの目的の下に別途協賛を求めるとして、終戦後の実況に即し税制に若干の改正をほどこすと共に増税を行ひ、又先般、煙草の値上を実施し、以つて、総計三〇五億一百余万円の収入を計上した。しかし、遺憾ながら、この努力を以つてしても、な

は、二五五億八七百余万円の歳入不足を生じ、今後、更に必要とする追加予算を加へると、恐らく、その不足は、三〇〇億圓に達するであらう。これは、今後実行すべき財産税等の歳入を以て支弁する計画である。

この結果はどうなるか、財産税はその名の如く、国民の財産を徴収するので、国民の現在の所得に課税するのではない。国民の現在の所得に課税し、之を国家が消費する場合はそれだけ課税される国民の消費は減少し、国民経済全体としての消費には、増減がない勘定である。従つて、茲に最も恐るべき財産上からのインフレの発生する懸念はない。然るに、財産税で徴収する収入を国家が消費する場合は斯様に単純ではない。例へば、財産税が物に依つて、納付される場合を考へるに、国家がこれを消費するのには換金しなければならぬ。此の場合、若しそのものを国家が民間に売却し、而してこれを買受ける国民がその代金を現在の所得を以つて支払ふならばそれは、間接に国民所得に課税する結果になるから、インフレの懸念はない。けれども、若し、その買受者が、さもなければ使用しなかつたであらう銀行預金を引き出して、買受けるとか、或は、又国家が収納した物を、見返に通貨を發行して、使用するとかするならば、これは明かに通貨増発を来しインフレの原因を為す。

又例へば国民が、今日、我国に存する封鎖預金を解除するのと同様の結果になるから、これ亦、インフレの原因になる懸念がある。斯様にして、財産税収入を財源として歳出を賄ふ事は、その全部ではないが、恐らく其の少なからざる部分は赤字公債を發行し、これを日銀に引受けさせて、国家が消費するのと、経済的には等しい結果を生ずるのである。

率直に言ふて、我々は本年度の予算には、斯くの如き危険が伴ふ事を強く注意し、従つてこれに対して善処致したいと考へる次第である。

併し以上は一応の解釈である。国家財政の目的、殊に、今日の我國の如き場合のそれは、何よりも先づ第一に国民に業を与へ、産業を復興し、所謂、フル・エンプロイメントを旨指して、国民経済を推進することにある。如何に財政の収支は均衡を示しても、国内に失業者があふれ、多くの生産要素が遊休状態におかれるならば、これを眞の健全財政とは決して稱する事は出来ない。

終戦後の我が経済が、甚だしきインフレに襲はれていることは、一般の觀察である。發行紙幣は、著しく増加し、物価、賃金等の騰貴を示した現象を採つて言へば、確かにインフレに違ひない。

併し、我々が、従来漠然とインフレと稱する現象は、ケインズの指摘した如く、一つの明らかな意味があると考へる。それは、或る社会の経済が、既にフル・エンプロイメントの状態を示し、凡らゆる生産要素、即ち人も設備も、既にフルに稼働せる場合におい

て、なほその上に購買力が注入され、為に、物価騰貴を起す場合である。斯る場合の購買力の増加、より正確には有効需要の増加は百パーセント物価の騰貴となつて現れる。

所謂、悪性インフレは、この段階において生ずる現象である。戦時中の我国には、この意味のインフレがあつたと思はれる。

然るに、昨年の終戦以来の我国は、果してフル・エンプロイメントの状態にあつたと言へない。それどころか現に我々が見る如く、多くの失業者を発生し、表面、就業せる者も、十分の生産活動を為す事が出来ず、生産設備の甚だ多くの部分は、遊休化して居る。之はフル・エンプロイメントではなく逆に甚だしきアンダー・エンプロイメントである。斯る状態の下に於ての通貨膨脹と物価騰貴とは仮令インフレであるとするも、普通の意味のインフレでは決してない。

終戦後の我国の所謂インフレは以上の次第で、実は、戦争及び敗戦に基いて生じた経済秩序の破壊と虚脱状態、而してこれより生じた饑饉状態現象乃至恐慌現象と見るべきである。食糧を初め物資は著しく不足した。生産は停頓した而もこれを回復する知慮と勇氣とは、不幸にして、国民の間に失はれた。茲に即ち饑饉物価を発生した。而してこの饑饉物価及びその他の全般の経済不安から、預金の引出、通貨の退蔵等々が行はれた。終戦後の通貨膨脹及び物価騰貴を発生した原因は、細かく分析すれば、もとより多くの事を、挙げなければならぬが、その基調は以上に述べた所に在ると思はれる。

世の中には、第一次世界戦後、ドイツに起つたインフレを思ひ起し之と今日の我国の通貨膨脹を比較して、云々するものがあるが、我々は、この両者は、全然性質を異にするものと考えらる。

斯かる今日の所謂インフレは、通貨収縮、即ちデフレ政策に依つて処理し得るものでは断じてない。饑饉物価は、物の生産と出廻りに依つてのみ救治し得る。恐慌は人心の不安を一掃してのみ、鎮静し得る。若し、この際、デフレ政策を採れば、物価の水準は引下げ得べきも、恐らく生産は一層縮小し、国民所得は減じ国民の生活難は寧ろ益々激しくさへなるだらう。人心の不安はもとより、払ひ去る事が出来ない。

國に失業者があり、遊休生産要素の存する場合の財政の第一要義はこれ等の遊休生産要素を動員し、これに生産活動を再開しめる事にある。この目的を遂行する為ならば、たとへ財政に赤字を生じ、為に通貨の増発を来す共、何ら差支へがない。それどころか却つて、之こそ其の意味の健全財政であると信ずる。而してこれは今日の経済学説の亦承認する所であると考へる。昭和二十一年度の改定予算は、たとへ未だ理想的ではないとしても、以上の意味において、正に健全財政の線に沿えるものであると言へる。

勿論、斯う言ふても、今日の我国の状態は、単に購買力を経済界に注入する事のみに依つて、直ちに、経済活動を増進し得る如き簡単なものではない。終戦後、多くの企業の収支償はず、生産は停頓減少し、甚だ憂ふべき状態を示しているが、それは、只、普通の景気循環の場合の不景気現象ではない。前にも一言した如く、敗戦によりて生じたる破壊と虚脱状況に基いた現象である。吾々は、茲に、単なる不景気を克服するのとは異つた政策を遂行する必要がある。

その第一は先づ以て、終戦後の現実に即応し、且つ平和と日本建設の方途に合致したる整理を経済界にほどこし、経済再建の基盤を確実にし、経済界の進路を明朗にし所謂、虚脱状態から脱却することが必要である。吾々はこの観点から、終戦後の懸案である補償問題等を、速かに且つ合理的に処理し又、金融緊急措置令等に依つて一時止むを得ず採用したる封鎖預金等の制度を、出来る限り、早き機会に撤廃致し度く、且下慎重にその方策を練つてゐる。前内閣以来の計画である財産税等も、亦これ等の諸措置と関連して適切な修正をほどこし、国民各自が夫々その分に依じて新生日本の経済再建に寄与する道を開きたいと考へる。

我々は日本の前途は決して悲観すべきでなく、真に我々が民主主義と平和主義とに徹底し協力一致奮励するならば、希望の海は洋々として前面に展開していると信ずる。併し、何せよ、八年に亘る戦争に依り、国力を極度に消耗し、加ふるに敗戦に依り秩序ある平和経済への転換を一時不可能ならしめた。これ等が国民経済に与へる損失は莫大である。経済界の整理とは、換言すれば、この損失を率直に承認し、これを国民経済の資産表から切棄てることである。勿論この事は口で言ふのは易いが、実行には非常の苦難を伴ふことを覚悟しなければならぬ。併しこの整理は成り行きに任せて置いて何時かは必ず行はねばならぬ所の処置である。然るに之を成り行きに任せることは整理の期間を長びかせるのみならず、秩序ある整理を不可能にし、好ましからぬ経済上の波瀾を繰返しその経過において更に損失を累加する危険がある。我々はこの際忍び難きを忍び断乎として以上の整理を敢行し、以て経済再建の時期を促進したいと考へる。

経済界の整理は如何なる方法に依るにせよ、必然デフレーション的傾向を伴ふ。而して、今や我国の経済が是非共整理過程に入らねばならぬことは、仮令国家が茲に何等かの積極的処理を採らざとも必然免れぬ所である。我々は茲に我国の今日の所謂インフレ乃至物価騰貴は、好むと好まざるとに拘らず、デフレに転ずる時期に近づけるものと考へる。

併しデフレに転ずればそれで問題は解決するか。否断じて然らず前に述べた如く今日の我国の問題は如何にして物資を増産して饑饉現象を解消し、経済の前途の見透を明かにして、人心を安定するかにある。我々が経済界の速かなる整理を求めるとこれ等の

目的を達する為めだが、それは謂はば消極的の方策である。我々は更に積極的にこれ等の目的を達成する手段を講ずる要がある。

この積極政策は大凡そ五つある。第一は樞軸産業に対する特殊の促進策である。其一例として我々は石炭業を挙げる。

今日石炭の強力なる増産を行ふことは、あらゆる産業の復興を促す第一の緊急事であると考へるが政府は之が為め、今や画期的な方策を講ぜんとしている。我々は之の為め必要ならば石炭業の過去の債務を整理し、且つ将来の収支の均衡を確保するため生産者価格の大幅の値上を認めるであらう。但し、消費者価格を動かすことは他の多くの物価の価格に影響するのみならず其等の価格の改訂が行はれるまで、物資の出廻を阻碍する危険があるから、之は暫く避け、代りに思ひ切つた価格調整補給金を支出するであらう。但し斯かる措置を行ふ為めには炭坑の経営を有らゆる側面に互つて合理化し、必ず増産の行はれることの保証が無ければならない。たとへ最初の生産者価格は相当に高くとも、増産さへ行はれるなら、それに従つて生産費は追々に下り、価格も下る筈である。故に我々は増産の保証さへ、炭鉱が確実に与へて呉れるなら、合理的なる価格の値上に対して、之を値切る如き致さない。その代り全国炭鉱業者及石炭の生産に關係する総べての人事には強く責任を持つて貰はねばならぬ、増産する筈であつたが、他の事情が斯う変化したからなど言ふ申訳は、真に不可抗力による場合の外は許さない。言ふまでもなく、それには炭鉱の経営者のみでなく、又其の総ての従業者の固き協力を要する。我々は斯うした決意の下に幸に石炭増産が明かな前途を示すに至るならば、全国産業の立直りは茲に確實なる緒を開き、所謂インフレの悪循環も必ず断絶し得ると信ずる。

以上は石炭を一例として述べたのだが、其他食料に就ても肥料に就ても、此際取るべき策は之と同様の線に副ふものであるべきだと考へる。

幸にして只今の所、本年の天候は頗る良好で、今秋の豊作を思はしめるものがある。米國、加奈陀等の小麦も亦甚だ豊作であると伝へられる。我々は斯くて憂へられた食糧危機も内外を通じて打開せられる期が近づいているかに思ふ、と言つて油断は勿論禁物である。我々は飽まで天は自ら助くる者を助くるの格言の下に進進致したいと思ふ。

第二は、復興金融の強力なる推進である。資金は言ふまでもなく物である。然るにその物が今我國においては、饑饉状態にあるのだから、従て今日の我國に資金が豊富である理由はない。故に我々は資金を極力節約し、有効に利用し又其蓄積を計らなければならぬ。我々は此観点から資金の使用に相当の制限を加へなければならぬ。併しさうであるからとて、資金の円滑なる供給を欠く為めに生産の勃興を妨げるが如きことがあつてはならない。前に申した如き經濟界の整理過程に於ては、往々にして此弊を生じ易い。為

めに当然生ずべく、又生かさなければならぬ企業をみすみす殺してしまふことがある。我々は此弊の発生を防ぐため政府出資の下に近く復興金融機関を設ける。之が出資一億円は改定予算に計上した。又其の前の過渡的処理として、直に興銀をして復興金融を行はしめる準備を進めてゐる。併し斯様な一つの特種金融機関のみに依て日本経済再建の金融に遺憾なきを期し得るものではない。我々は特殊の復興金融機関を設立して其活躍を期待すると共に、又旧來の有らゆる金融機関の総動員活躍を期待する者である。資金は素より生産を興す所の部に集中されなければならず所謂放漫なる貸出は如何なる場合に於ても敵に戒められることを要する。併し、苟も生産資金ならば日本銀行はこれを供給することに躊躇せず、政府も亦必要にして可能なる援助を惜しむものではない。殊に中小商工業に対する金融に就ては、政府は各地財務局等に命じ不断に夫々の地方の金融機関と緊密なる連絡を取らしめ、万遺憾無きを期してゐる。

金融に就て、近來、一の問題は国民中の或部分に滞留せる紙幣に就てである。世の中には、此等の紙幣を再び新紙幣と交換し或は封鎖せよ等と唱へる者があるが、左様の事は我々の全く考へていない所である。

又、これは、何人が、金融政策の衝に當るとも、為し得ない所であると信ずる。滞留せる通貨は、只だ強権を以て回収すると、これを収縮し得る効果が、一時的であることは、本年二月以降の実況が証明する。他から力を加へずとも、滞留せる通貨が自ら銀行に集り、郵便貯金に化すように致すことが必要である。それには、先づ第一に、経済界の前途を明くし預金が再び封鎖されるのではないかと言ふ風説の現れないやうにすることが条件である。所謂新円と旧円との區別を出来るだけ速に撤廃することは、この点に於て最も必要である。我々が経済界の整理を断行せんと欲する目的の一は茲にある。同時に我々は又預金等を行ふ習慣の乏しき人々に對しては、これを誘導して、預貯金等に興味を感じる如き方法を講ずる必要がある。その方策は勿論種々あり得ることで、我々は、それ等を端から実行致す考である。

なほ、我國の通貨及び金融制度に就ては、前内閣時代既に委員会を設け、その改革案の調査を開始した。追つて本議會において審議を煩すべき証券取引所の新機構はその所産の一つである。我々は、更に、この調査を再開し、以つて我が通貨金融に関する民主主義的制度を確立する計画である。

第三は、産業の合理化である。前に我々は我國の経済界は整理しなければならぬと申したが、これは唯だ消極的に事業を縮小することではなく、積極的に亦産業に有らゆる合理化を行ふことでなければならぬ。産業の合理化とは換言すれば従業者一人当りの能

率を増し、その生産を高めることである。能率挙げずして、日本の産業の興る筈はなく、又勤労者の所得を増加し、国民生活の改善を計り得るわけがない。元来、我國の賃金俸給が、欧米諸国に比し低かつたのは、主として、生産能率の低かつたことに由ると信ずるが、遺憾ながら今日の我國においては一層その生産能率を低下させるものと思はれる。

従つて、今日の此の状態の下においては、国民の生活水準は必然低下する外はない。俸給、賃金は最近一般に著しき引上を見たに拘らず、依然として勤労者の生活苦は緩和せず、他方企業に赤字を累積する所以である。況んや、我國は戦争と敗戦に依つて多くの資本を喪失し、なほ其上に賠償に依つて更にこれを喪はんとしている。之を償ひ、以て国民一人当りの生産を増加する方法は、蓋し産業合理化——一つ一つの企業の合理化のみならず、広く産業全体に亘つての合理化の外に途はない。第一次世界大戦後一時我國にも産業合理化運動が起りかけたが、それは遂に徹底しなかつた。我々は、今度こそ、これを徹底する要があるかと考へる。前述せる経済界の整理は此の目的の下に行はれなければならない。目下政府が計画せる農地制度の改革の如きも亦茲に一つの使命が存するのである。

第四は、失業者受入体制の強力なる推進である。経済界の整理と合理化とは必然失業者を発生することを免れない。さうでなくとも現に多数の失業者が存する所に更に、これを増加することは素より甚だ憂ふべきことである。併し、これを怖れていたのでは整理は進行せず、従つて、経済の再建は出来ない。この矛盾を我々は解かなければならない。茲に我々は其等の失業者を受入れる体制を強力に整へる要がある。

併し、その体制は単に失業者を失業者として消極的に救助し生活させると言ふことに止るものであつてはならない。我々の理想は、其等の人々が苟も、何等かの勤勞に堪へる能力を持つ限り、直ちに適當の業を供給し、失業者たざらしめることにある。純然たる救助は出来る限り小範圍に止めたい。これ即ち国民の生活権を擁護する所以であり、又国家緊要の生産増加をもたらす方法である。我々は此の観点から前述の如く予算の上にも相當の金額を計上した。我々はこれを適切に運用し、且つ広く民間にも協力を求め、以てこの問題の処理に遺憾なきことを期したいと考へる。なほ一般失業者とは其の性質を異にするが、海外よりの引揚同胞及び旧軍人軍属諸君の問題がある。これについては、先に予算の数字について述べた如く其の直接の引揚費七七億余円を計上した。併しこれ等の諸君に関し、最も重要な問題は如何にしてこれ等の諸君に業を供し、其の生活の再建を計るかである。政府はこれについては、特に意を用ひ、取敢えず援護其の他民生施設費三〇億円中より必要な生業資金の供給を計る外、又六〇億円の公共事業費等に

よつて行はれる事業にこれ等の諸君の労力を吸収する途を開く計画を進めている。

戦災復興事業も又以上と関連せしめ、同時に、それが亦失業対策たるが如き方法を以て促進したいと考へる。

第五は、経済の民主化である。此の事は、既に今まで屢々繰返されて世に説かれたことであるからかくくは述べない。

併し、世の中には、往々にして今日なほ我国に所謂大地主大金持を擁護せんとする運動があるかの如く言ふ者があるが、これは甚だ理解し難い。既に所謂財閥は事実にあつて悉く解体され、農地制度の改革は一層強化され、その上に更に以上に述べた如く経済界の整理は断行され、加ふるに財産税が亦課されるのである。従来と雖も、我国に所謂大地主大金持と称せられる程の者が幾許あつたかは疑問であるが、今後の我国においてはその僅少なる大地主も大金持も全く姿を没するのである。思ふに、今後の我国の社会は、好むと好まざるとに拘らず、地方においては小規模にして且つ殆ど相互の間に差等なき自作農、都会においては中小商工業者及び勤労者、又会社事業においては多数の小株主、殆ど斯様な人々のみによつて構成されるに至るであらう。この意味において、我が経済の民主化は既に半ば成れりと申しても善い。

併し、言ふまでもなく、真の意味の民主主義は、社会の構成員を小粒にしただけで実現されるものではない。それには民主主義的
道徳と文化との裏付がなければならぬ。我国の今日の急務の一は実にこの道徳と文化とを高めることである。経済の側面から言ふてもこの道徳と文化とが向上して、初めてその真の民主主義化は期待され、而して能率の増進と生産の増加とを齎し得るのである。本年度の改定予算には臨時的歳出が甚だ多く、為に不幸にして教育文化の爲めの支出の計上は比較的小額に止つた。併し、この窮屈な予算の中においても、なほ国民学校教職員の待遇改善等を行ひ、以て聊か民主主義道徳と文化との向上に資せんとした。今後財政に余裕を生ずるに従ひ、更に大いに増額することを我々は考へている。

以上は、只今政府が計画し、或は着手しつつある財政経済政策の概要である。この外なほ、問題は多々あるが、最後に一言を付加へてこの演説を終りたい。

我国は、今純然たる閉鎖経済を営んでいるものではない。我国は既に必要なる食糧及び繊維原料等の輸入を連合国最高司令部を通じて許され、これに対して我国は生糸その他の見返物資の輸出を許されている。併し、この輸出入は言ふまでもなく、司令部の厳重なる監督と制限との下に、許されているのであつて、未だ遺憾ながら国際経済への自由なる参加は許されていない。併し、その狭小が国民に依つて訴へられ世界の識者も亦或程度までこれを承認した我国の領土は、更にこの戦争に依り著しく狭められた。この変化

せる条件の下に、日本国民が平和的の国民としての教養を高め、世界の文化に貢献するに足るだけの生活水準を保つには、是非共国際経済への一層自由なる参加が許されることが必要である。以上に述べた経済界の整理、増産促進に依る所謂インフレの克服、金融制度の改革、経済の民主化等の諸政策は、一面から言へば、即ち、日本国民がやがて国際経済への自由なる参加を許される場合に対する準備である。我々は、斯くて国内を整へ何時でも、国際経済の全面的参加をなし得る態勢を作つて置かなければならぬ。而してこれは又その参加が速かに許される準備ともならう。

今回の戦争に依つて大なる損害を受けた者は独り我国のみではない。戦勝国と雖も亦その戦後の回復は決して容易の業ではない。所謂インフレの危険は世界的である。我国がこの危機を能く突破し平和的の民主主義経済の建設に速かに成功することは、改正憲法において、武力の撤廃を世界諸国に先駆して宣言せんとしているのと等しく、産業経済の分野においても亦世界に範を示すものであらう。而して我々の此の努力に対しては連合国最高司令部は必ず全面的支持を惜しまれざるものと信ずる。繰返して述べる如くこの成功を齎す為今後暫く我国民がなめねばならぬ経済的苦難は素より尋常のものではない。併し人間は現在よりも将来の希望に生きる者である。

輝しき平和日本の民主主義経済の建設が斯くて成功する日を想望すれば、亦甚だ愉快に堪へない。勇気が勃然として全身にみなぎることを感ずる。

政府の意の有する所を諒察され本予算に対し、速かなる協賛を与へられんことを願ふ。

〔以上〕

(二) 「先程モ由上ゲマシタヤウニ」とは、同日、政府提案による改定予算に関する法律案の提案理由を指す。参考までに全文を引用する。

○國務大臣(石橋湛山君) 只今議題トナリマシタ改定予算ニ関スル法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス。

御承知ノ通り昭和二十一年度予算ハ、昨年(昭和二〇)十一月衆議院ガ解散ニナリマシテ、其ノ後総選挙ガ予定ヨリ遅延致シタ等ノ為ニ、遂ニ年度初メマデニ成立スルニ至リマセンヌデシタ。為ニ政府ハ憲法第七十一条ニ依リマシテ、前年度予算、即チ昭和二十年度予算ヲ施行致シタノデアリマスガ、申スマデモナリ昭和二十年度予算ハ戦争ノ遂行ヲ前提トシテ編成サレマシタ予算デアリマシテ、事態ガ全ク一変致シマシタ今日、之ヲ其ノ俛昭和二十一年度予算トシテ踏襲スルコトハ許サレマセヌ。又斯ル場合

ニ、従来行ハレマシタ所ニ依レバ、実行予算ヲ編成シ、施行予算ニテ支弁シ難キ部分ハ追加予算ノ協賛ヲ願フノデアリマスガ、斯クテハ予算ノ数字ガ徒ラニ龐大ト相成リマシテ、本年度財政ノ全額ヲ現ハスコトガ出来兼ネマス。又予算ノ遂行ノ上ニモ種々不便ガゴザイマスノミナラズ、本年度ノ予算ハ新生日本第一年度ノ予算デゴザイマシテ、意義モ殊ニ深イ次第デアリマスノデ、政府ハ此ノ施行予算ノ定額カラ、昭和二十一年度ニ於キマシテ支出スル必要ノナイ費額、又ハ支出スルノヲ適當トシナイ費額ヲ減ジマシルト同時ニ、昭和二十一年度ニ於テ緊急ノ必要デアツテ施行予算デハ不足致シマスル金額、又ハ施行予算デハ処理ノ出来マセヌ費額ハ之ヲ施行予算ニ加ヘ、更ニ昭和二十一年勅令第二百四十二号ニ規定スル經費ヲモ之ニ統合致シマス等必要ナ調整ヲ施シマシテ、實質的ナ昭和二十一年度予算ヲ編成シ、之ヲ改定予算ト名付ケマシテ、以テ帝國議會ノ協賛ヲ経ルヤウニ致シタイノデアリマス。本法律案ハ、即チ以上ノ趣旨ニ依リマシテ改定予算ヲ帝國議會ニ提出スルコトヲ得ル法律デゴザイマス。

尚ホ此ノ改定予算ニハ、會計法第九条ニ規定スル第一予備金及ビ第二予備金ノ外ニ、新シイ種類ノ予備費ト致シマシテ、經濟安定費を設ケルコトガ出来ルヤウニ致シタイノデアリマス。此ノ經濟安定費ハ、經濟安定ニ関スル予算ノ不足ヲ補ヒ、又予算外ニ生ジタ經濟安定ニ関スル費用ニ充テントスルモノデゴザイマス。以上ヲ以チマシテ此ノ法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマシタ。何卒御審議ノ上速カニ御協賛ヲ賜ハラシテ御願ヒ致シマス（拍手）。

改定予算にかんする法律案

昭和二十一年度においては、予算を適実簡明ならしめるため、政府は、施行予算から不用とする費額を減じ、又必要とする費額をこれに加へ、その他昭和二十一年勅令第二百四十二号に規定する経費をこれに統合する等必要な調整を施して、改定予算を今期の帝國議會に提出することができる。

改定予算の成立前に、施行予算の定額から支出した金額、予備金支出に基いて支出した金額及び昭和二十一年勅令第二百四十二号に基いて支出した金額は、これを、改定予算の定めるところによつて、改定予算の定額から支出したものとみなす。

改定予算には、會計法第九条の予備金の外に、予備費として經濟安定費を設けることができる。

經濟安定費は經濟安定に関する予算の不足を補ひ又は予算外に生じた經濟安定に関する費用に充てるものとする。

經濟安定費を以て支弁したものは、年度経過後の常会において、帝國議會に提出してその承諾を求めなければならない。

附 則

第一項及び第二項の施行予算には、改定予算の成立前に成立した昭和二十一年度追加予算があるときは、これを含むものとする。

昭和二十一年度における予算超過又は予算外の支出にかかわるものは、改定予算の提出に伴って、会計法第十条の規定にかかわらず、今期の帝国議會に提出して、その承諾を求めなければならない。

改正金融緊急措置令施行規則解説

大蔵省銀行局
大蔵事務官 福田久男

五七〇

目次

第一 総説

- 一 改正の趣旨
- 二 改正の要点
- 三 改正の影響

第二 改正の内容

- 一 第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の創設
- 二 既存封鎖預金等の区分金額
- 三 第一封鎖預金等の設定手続
- 四 世帯の意義
- 五 公益団体の第一封鎖預金等の加算
- 六 既存封鎖預金等と看做すもの
- 七 支払期限経過の金融債及び公社債の取扱
- 八 代表者名義の封鎖預金等の取扱
- 九 第一封鎖預金等の支払
- 一〇 第二封鎖預金等の支払
- 一一 既存封鎖預金等の経過的取扱

一二 封鎖預金等の利息

一三 其他の改正

一四 保険金に就て

第一 総 説

一、改正の趣旨

今回昭和二十一年八月十一日大蔵省令第九十号をもつて、金融緊急措置令施行規則の一部が改正せられ、即日施行されたが、これは引続き実施された所謂軍需補償の整理に伴う戦後経済再建整備に関する一連の諸措置の一部をなすものであつて、いはゞその準備的措置として行われたものである。

所謂軍需補償処理の問題は、終戦後の新日本経済を再建するためには、是非とも何んとか早く、始末をつけなければならぬ大問題であつたが、愈々この大きな問題の解決に着手することになつた。

終戦後の日本経済は、過去八年間に亘る長期の戦争によつて、我が経済国力を極度に消耗させ、購買力と物資とは著るしく不釣合となつてゐる上に、千五百億円に近い国債があるので、かゝる衰弱した国民経済の中に、数百億円に上る莫大な軍需補償を支払ふことは、極めて危険性の多い冒険である。言ひかへると、このやうな経済情勢の下では、現に過剰となつてゐる名目的貨幣資産の上に、更に物資の裏付けのない多額の購買力を注ぎ込むことに外ならないので、インフレーションを益々昂進せしめ、日本経済の再建を層一層困難ならしめる結果となるのである。

然しながら、反面軍需補償の支払を打切るとは仮令課税の方法によつても、實質的には政府の国民経済に対

する公約を無視するものであり、又産業界、金融界は勿論、個人生活にも不測の損害を蒙らせる結果となり、国民経済に混乱を惹き起こす虞があるのである。そこでこの問題を如何なる方法で解決すべきであるか、といふことについて、日夜慎重に熟慮を重ね、検討を加へて来たのであるが、結局において軍需補償は戦時補償特別税の課税といふ形で、これが支払を打切ると共に、その影響を最小限度に止める為に、能ふ限りの善後措置を講ずることとなつたのである。この度実施せられた金融緊急措置令施行規則の改正の趣旨も、右の善後措置の一つであるといふべきである。

(一) 自由預金及び小額封鎖預金等の保護

軍需補償の整理の結果、たとへ金融機関の資産に対して、相当の損失を与えるやうなことがあつても、自由預金は勿論のこと、一定金額までの封鎖預金等については、その払戻を確保し、大部分の預貯金者には何等の影響を蒙らしめるしことのないやうにする。たゞ一定金額以上の封鎖預金等については軍需補償打切りの損失を或る程度負担せしめることは、この際としては已むを得ないものとしたのである。

(二) 新旧勘定分離の準備

金融機関は八月十一日午前零時現在の資産及び負債を、新勘定と旧勘定とに区分するのであるが、封鎖預金等を如何にして新勘定と旧勘定とに区分するかは、一つの問題である。この勘定分離の準備措置として、今度の改正の行はれた意義がある。即ち第一封鎖預金等は新勘定へ、第二封鎖預金等は旧勘定に属するものとするのである。

(三) 購買力の凍結

第二封鎖預金等は旧勘定の整理の見透しがつくまでは、原則としてその支払をしないで、軍需補償の打切りによつて金融機関の蒙る損失が大きい場合には、第二封鎖預金等は整理の対象となるのである。従つて少くとも当分の間は

第二封鎖預金等の支払は行われなから、今度の措置の反射的效果として、その購買力化は阻止せられ、言はゞ凍結せられるのである。

以上のやうに今回の改正は、主として軍需補償の打切りに伴ふ善後措置の一つであつて、その反射的效果として、一部その購買力を阻止し、それを凍結する意義を有するものである。

二、改正の要点

今回の改正の内容は、後で詳しく述べるところであるが、その要点は次の通りである。

(一) 封鎖預金等を二種とすること。

今後は封鎖預金等を、第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の二種類とする。そして第一封鎖預金等は金融機関の新勘定に属せしめ、これが払戻しを確保すると共に、第二封鎖預金等は旧勘定に属せしめ、整理の対象とする。

(二) 封鎖預金等の払戻を規制すること。

第一封鎖預金等の払戻は従来の方鎖預金等と同様の取扱とするが、第二封鎖預金等は原則としてこれが払戻を行はなないものとし、金融機関の旧勘定の整理の見透しがつくまでは、引き続きこれを凍結して置くものとした。

(三) 若干の補充的改正を行つたこと。

- (1) 封鎖小切手等の受領義務を明定した。
- (2) 公租公課の支払のための封鎖預金等からの支払ひは封鎖支払に限定した。
- (3) 指定事業者制度を廃止した。
- (4) 二以上の者から定期的給与の支給を受くる者に対し申告義務を課した。

(5) 三月二十日の資金融通総額制限の枠を撤廃した。

(6) 其の他若干の補充的改正を行つた。

三、改正の影響

今回の改正によつて、国民の大多数の者の預金は相当部分を第一封鎖預金等に移し換へられ、その払戻しは確保せられる結果、完全に保護を受けることとなるのであるから、各個人に対する預金から見た影響は比較的少ないものと認められる。

しかし会社その他の企業については多少趣を異にするとは思はれるが、企業の所要資金は既に六月下旬以来金融機関よりの資金融通によることとなつてゐるので、これを法制化したものと解せられる。勿論今回の措置によつて、金融界は若干窮屈になるかも知れないから、金融上万全の措置を講ずる必要があることは言うまでもない。

一般金融機関において事業資金の貸出などのために資金が不足するときは、日本銀行から積極的に資金の援助を行ふと共に、三月二十日現在の資金融通総額制限の限度を撤廃して、一般金融機関の貸出が停頓するが如きことのないやう措置してゐる。又一般の銀行などで貸出をなし得ないやうな場合には、八月一日から実施してゐる復興金融に関する応急措置を十分に活用せしめる方途を講じてゐる。なほこの業務は差当りは日本興業銀行の特別勘定をして行はしめ、日本勧業銀行の各店舗でもその業務を代行してゐるが、近く復興金融金庫として発足する予定である。更に八月分の定期的給与の支払資金についても、これが支払を確保するため特別の考慮を払い、生産資金の調達を容易ならしめるために、日本銀行スタンプ手形を創設するなど、過渡期の金融の疎通に關しては格別の配慮が加へられてゐる。しかし今度の軍需補償請求権等に対する特別課税は、直接又は間接に個人にも事業にも影響を及ぼすことは勿論で

あつて、整理を要する事業であらうし、失業者も増加するであらう。かやうな国民の受ける苦痛も敗戦日本の経済が、明日の明朗な日本経済として更生するために、踏み越ねばならぬ茨の途であるから、お互は国内外の情勢を洞察して、過去に捉はれず、心機一転して新しい日本経済の再建に邁進しなければならないのである。

第二 改正の内容

一、第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の創設

金融緊急措置令では、従来封鎖預金等は昭和二十一年二月十七日に存した所謂既存預金も、同日以後新所得乃至新収入として、新たに封鎖支払に基いて生じた封鎖預金等も、封鎖預金等としては同じ取扱を受けてゐた。しかし昭和二十一年八月十一日以後は、封鎖預金等には第一封鎖預金等と第二封鎖預金等の二種類が設けられた（規則第一条ノ二第二項）。

第一封鎖預金等の発生原因には、二つの場合がある。即ち今後新に生ずる封鎖預金等および既存封鎖預金等の中の一定部分である。

(一) 新封鎖預金等

さて第一に、昭和二十一年八月十一日以後新所得、新収入等として新たに封鎖支払に基いて生じた封鎖預金等は、原則として全て第一封鎖預金等となる（規則第一条ノ二第二項）。たとへ第二封鎖預金等からの封鎖支払の場合であっても（規則第七条ノ二参照）、建前として第一封鎖預金等となるのである。たゞ特別の事由によつて、第二封鎖預金等を第二封鎖預金等のまゝの状態で移転せしめる必要がある場合には、その旨の指定がなされることがある。尚この指

定は、大蔵省告示によつて一般的に行はれる場合と個別的に行はれる場合とがあり得る（規則第七条ノ二第二項但書）。

(二) 既存封鎖預金等

第一封鎖預金等の第二の発生原因は、昭和二十一年八月十一日午前零時において現に存する封鎖預金等の中の、一定金額以下の部分である。即ちこれらの封鎖預金等は後で述べるやうな方法によつて、第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等に区分される（規則第一条ノ二第三項）。

次に第二封鎖預金等の発生原因は前述のところから明らかやうに、昭和二十一年八月十一日午前零時の既存封鎖預金等の中一定金額を越ゆる部分及び同日以後新に生ずる封鎖預金等の中で特に大蔵大臣の指定するものの二つである。

なほ自由預金は今度の改正では全然関係がない。即ち自由預金は、その支払についても又支払の請求についても、何等の制限を受ることなく、全く自由であり（規則第十八条）、金融機関の新旧勘定の分離に当つては第一封鎖預金等と一緒に新勘定に属するのである。

二、既存封鎖預金等の区分金額

(一) 基準限度額

昭和二十一年八月十一日午前零時に現に存する封鎖預金等は、原則として左の区分によつて、第一封鎖預金等と第二封鎖預金等に分別せられる。たゞ一般の預貯金等と年金とは、その性質、内容を異とするから、別個の方式によるのである。

(1) 一般の封鎖預金等

年金以外の封鎖預金等、即ち預金、貯金、金銭信託、恩給金庫に対する寄託金、定期積金、無盡及び預貯金に準ずるものについては、次の方法による（規則第一条ノ三第一項）。なほこゝに金銭信託といふ中には、特定金銭信託例え
ば投資信託の如きものをも含むのである。

(イ) 一口三千円未満の封鎖預金等

一口三千円未満の封鎖預金等は、その全額が第一封鎖預金等となる（規則第一条ノ三第一項第一号）。この預貯金等は個人のものであつても、法人その他の団体のものであつても差はない。

こゝに一口といふのは一口座を意味し、原則として一通帳又は一証書と同意義に取扱ふのである。従つて(a)割増金を附定期預金、割増金附無盡における一口（例へば一口二百円）といふのは抽選権の計算単位に過ぎないから、一証書を一口と解し、(b)定期預貯金について通帳を使用する場合には、預入年月日を同じくするもの毎に一口と解する。(c)たゞ郵便定額貯金は法制上一口五百円を最高限度とするので、偶々便宜上数口を一括して一証書を使用した場合でも、各口毎に一口座と見て、これを一口として取扱ふ。

次に三千円未満といふのは二千九百九十九円九十九銭以下の意味であつて、三千円を含まない。又一口三千円未満なりや否やは、原則として預金通帳又は預金証書に記載した八月十一日午前零時現在の残高によるのであるが、当座預貯金は金融機関の帳簿残高によるのである。

なほ通帳未記入の未払利息及び通帳未記入の元本振込金額の取扱は次の通りである。

通帳等の残高によれば三千円未満（例へば二千九百九十円）であるが、未払利息（例へば三十円）を加算すれば三

千円を超える（例へば三千二百円となる）場合でも、通帳未記入の未払利息は算入しないで取扱ふ。この場合には三千円を超える利息部分（右の例の二十円）は第一封鎖預金等に組入れても差支ない。

金融機関の帳簿上は元本金額の一部として他から振込まれて（配当金の振込等が行はれて）ゐるが、通帳には未だ記入してゐない場合には、右の通帳未記入の元本金額は通帳の現在高に加算して取扱ふ。この場合には金融機関は、なるべく速かに預貯金者にその旨を通知する必要がある。

(ロ) 一口三千円以上の個人の封鎖預金等

個人が預け入れてゐる封鎖預金等であつて一口三千円以上のものについては、一世帯毎に且つ一金融機関毎（同一金融機関の他の営業所又は事務所を含む）に名寄せをして、一世帯について(a)又は(b)の中の何れか多額の金額が第一封鎖預金等となり、これを超える金額が第二封鎖預金等となる（規則第一条ノ三第一項第二号）。

(a) 世帯主及び世帯員各一人について四千円の割合をもつて計算した金額の合計額。但し三万二千円を超えることを得ない。

(b) 一万五千円

第一に、この場合には右の一万五千乃至三万二千円の金額は一世帯毎に計算せられるのである。こゝに世帯といふのは、後で説明する如く、同一戸籍に属し且八月十一日午前零時現在で同一個人金融通帳に記載されてゐる者であるから、従つて同じ家族でも妻子が疎開してゐる場合には、主人の世帯と妻子の世帯とは別個の世帯となる。又一世帯毎に名寄せされるので、世帯所屬員の名義の封鎖預金等はすべて合算されるのである。

尚架空名義の封鎖預金等はすべて第一封鎖預金等となる。たゞ芸名や通称名を使用してゐる場合、まだ相続人の名

義に変更せず被相続人の名義のまゝになつてゐる場合、嫁入前の実家の姓のまゝになつてゐる場合等の如く特別の事由によつて実質上の権利者の名義に訂正する必要があるものについては、予め名義変更の許可（大蔵省告示第二十七号第七号）を受けて置くことが大切である。

第二に、この名寄せは一金融機関毎に行はれるのである。こゝに一金融機関といふのは、何々銀行、何々信託会社、何々無尽会社といふが如く、同一人格の金融機関の意味である。従つて同一金融機関でないもの、例へば甲銀行と乙銀行との封鎖預金等を、合せて名寄せするのではない。然し郵便貯金は全国同一であるから、何れの郵便局で預けたものもすべて合算される。次に同一金融機関に預け入れたものであれば、封鎖預金等の種類の如何を問はず（年金のみは除く）、又本店の分と支店の分、本所の分と支所の分とは合算される。換言すれば、甲銀行の本店に定期預金と通知預金があり、甲銀行のA支店に普通預金があり、甲銀行のB支店に定期積金がある場合には、それら全ての預金等を合算するのである。

尚注意を要することは、個人事業の事業資金についてである。今回の第一封鎖預金等と第二封鎖預金等への区分は事業資金には関係なく、単に個人、法人の区別によつて別個の方法によることになつてゐるので、個人事業者の業務用の封鎖預金等であつても、一般の個人の封鎖預金等と同じ取扱ひを受ける。従つて仮令何々商会と言ふ場合でも、個人経営である限り会社に準じて取扱つてはならない。

第三に、第一封鎖預金等となるべき金額は、一世帯につき最低一万五千元、最高三万二千元である。世帯の所屬員（世帯主及び世帯員）の頭数が三人以下の場合には一律一万五千元であり、四人から八人までの場合には、頭数に四千元を乗じた金額、例へば五人のときは二万円、六人のときは二万四千元である。そして八人のときは三万二千元であ

つて、この金額を最高とし、世帯所属員の頭数が八人以上何人増加しても三万二千円どまりである。

尚一口三千円の意味については前に述べたところと同様である(イ参照)。唯こゝに注意すべきことは、封鎖預金等の元本現在高のみで、右の一万五千円乃至三万二千円の限度を超過するときは、第一封鎖預金等に組入れる金額は元本中の右の法定限度額に限るのであつて、この組入金額に対する支払期限を経過した未払利息と雖も、第一封鎖預金等に組入れてはならない。例へば一口十万円の封鎖預金等があつて、第一封鎖預金等に組入れるべき法定限度額が一萬五千円、未払利息が二百五十円とすれば、第一封鎖預金等は一万五千円に限られ、元本中の残額八万五千円及び未払利息二百五十円は第二封鎖預金等となるのである。

次に郵便積立貯金、定期積金及び無盡に関しては、一般的に封鎖預金等といふ場合にはそれらの給付金を意味するのであるが(規則第一条第一項)、右の三千円とか一万五千円とかの金額の計算に当つては、八月十一日午前零時までには払込んだ掛金の額によつて算出する。勿論右の払込掛金額の中で自由支払即ち新円で払込んだ部分があれば、その分は控除することはいふまでもない(規則第一条ノ三第三項)。

(イ) 一口三千円以上の団体の封鎖預金等

法人その他の団体が受け入れてゐる封鎖預金等であつて一口三千円以上のものについては、一口一万五千円以下となるときはその全額が第一封鎖預金等になる、一口一万五千円を超えるときはその中一万五千円だけが第一封鎖預金等となり、残余の金額は第二封鎖預金等となる(規則第一条ノ三第一項第三号)。

こゝに法人其の他の団体といふのは、法人格の有無を問はず、個人以外のものを全て包含する。従つて会社、営団、社団法人、財団法人は勿論のこと、任意団体である協会、組合の類も、又何々先生記念会、互助会、会社発起人会な

ども右の団体に該当する。

次に法人その他の団体の場合には、個人の場合とは異つて、名寄せされるのではなく一口毎に計算される。例へば某会社で甲銀行に十萬円の当座預金、一万四千元の普通預金があり、乙信託会社に五十萬円の金銭信託があるとすれば、第一封鎖預金等となる金額は当座預金中の一万五千元、普通預金の全額、金銭信託中の一万五千元であつて、合計四萬四千元となる。そして残余の金額即ち定期預金八萬五千元、金銭信託四十八萬五千元、合計五十七萬円が第二封鎖預金等となるのである。

尚一口三千円とか、一口一万五千円とかの意義や、金額の計算などは前に述べたところに準ずる(イ)及(ロ)参照。郵便積立貯金、定期積金、無盡の金額の計算も(ロ)に述べたところと同様である。

(二) 年金である封鎖預金等

一般の封鎖預金等は預け入れ又は払込んだ金額によつて計算されるのであるが、昨年だけが払込んだ金額によるときは不合理な結果となるので、給付金額を準備として計算される。即ち昭和二十一年八月十一日午前零時に現に存する封鎖預金等たる年金については、一年間の給付金額が一口千円以下であるときは給付金額全額が第一封鎖預金等となり、又一年間の給付金額が一口千円を超えるときは千円だけが第一封鎖預金等となり、残余の金額が第二封鎖預金等となるのである(規則第一条ノ三第二項)。

こゝに金といふのは金融機関が債務者がある年金、主として郵便年金を意味する。例へば恩給と同性質の年金の如きは、たとへ郵便局でその支払事務を取扱つてゐるものでも、こゝにいふ年金には含まれない。

(ロ) 加算金額

右に述べたところは第一封鎖預金等となるべき金額についての基準的金額であるが、その例外として次の場合には一定の金額が加算せされる（規則第一条ノ四）。尚この加算は何れかの金融機関について一回限り加算しうるのであつて、各金融機関について加算することのできないことはいふまでもない。

(1) 個人生活費未払戻額

世帯の生活費等に充てるために毎月世帯主及び世帯員各一人当り百円の割合で計算した金額を、封鎖預金等から現金で払戻を受けられるのであるが（規則第五条第一項第一号）、この個人生活費について昭和二十一年八月分以前の分で、まだ払戻を受けてゐない場合には、その未払戻の金額を第一封鎖預金等に加算することができる（規則第一条ノ四第一項第一号）。これは八月十一日以前に個人生活費の払戻を受けた者と、その払戻を受けなかつた者との間の、不均衡を生じないやうにしようとする趣旨である。

加算しうる金額は八月分以前の未払戻金額であるから、八月分も含まれる。例へば七月分と八月分との払戻を受けゐないならば、二ヶ月分を加算することが出来る。又法定限度一杯までの払戻を受けてゐないならば、その限度までの余額が加算されうる。例へば五人家族の場合に八月分として三百円だけ払戻を受けてゐるならば、また二百円の引出し余力があるから、この二百円を第一封鎖預金等に加算することが認められるのである。

こゝに「未だ払戻しを受けてゐない」といふのは、八月十一日午前零時を基準として、その時までには払戻を受けなかつたものをいふのである。従つてその後第一封鎖預金等設定申請前に払戻を受けたときは（規則附則第二項）、払戻未済額の加算と払戻額の控除（規則附則末項）との双方の適用があることになる。

次に指定事業者（改正前の規則第六条ノ二参照）の個人生活費未払戻額については、四月一日以後生じた封鎖預金

等の現在残高を限度として、八月分以前の未払戻金額を第一封鎖預金等に加算することができる。然し規則第五条第一項第一号の規定に基く現金による払戻は、八月分以降に限つて認められるのであるから、注意しなければならない。なほ規則第五条第一項第一号但書の規定によつて、無所得者や所得の少い者に対して認められる月額二百円以内の生活費の加算の適用を受けてゐる場合には、法定の証明書類があれば、その金額だけ多く第一封鎖預金等に加算し得るわけである。

(2) 引揚者持帰金限度未払戻額

昭和二十一年二月一日以後に外国又は外地から引揚げた者は、一般人ならば一人につき千円まで、軍人ならば将校一人につき五百円、下士官以下一人につき二百円を持帰金として通貨の携帯輸入を許されてゐるが、この持帰金法定限度まで上陸港で新旧券の引換を受けてゐない場合には、その余猶額は封鎖預金等から現金で払戻が受けられることになつてゐる(規則第五条第一項第二号)。右の場合に八月十一日午前零時現在で、封鎖預金等から払戻を受けうべき余力たる金額が残つてゐるならば、この金額を第一封鎖預金等に加算することができる(規則第一条ノ四第一項第二号前段)。

外地又は外国からの引揚者は、大部分の者は上陸港で持帰金限度一杯まで旧券との引換をしてゐるであらうから、この適用を受ける場合は極めて稀であると思はれる。なほこの適用を受けやうとするときには、引揚証明書、通貨引換証明書、個人金融通帳等によつて、本年二月一日以後の引揚者であること、新旧券引換の有無、規則第五条第一項第二号に基く封鎖預金等からの引出の有無等の事実を証明しなければならない。

こゝにいふ引揚者は、外国又は外地から本邦へ引揚げた者を意味し、本邦から外国又は外地へ引揚げる者を含ま

ないことは勿論である。

(3) 戦災者生必需品購入資金未払戻額

従来戦災者については、衣料、家具、その他生活必需品を購入するために、戦災者一人につき千円、一世帯最高五千円の限度内で、封鎖預金等からの現金による払戻しが認められてゐた(規則第五条第一項第五号)。しかし物資の出廻りの状況等に鑑みて、四月一日以降はこの適用を当分の内停止したのであるが(四月一日改正省令附則第二項)、その後一部緩和して、正規の配給ルート(市区町村等)から戦災者に対して日用生活必需品等の配給がある場合には、その配給品の購入代金に限って払戻を受けることにして、現在に及んでゐる(五月二十日蔵銀第三三六〇号通牒)。このやうな取扱上の変更はあつたが、結局今日までに右の金額の限度まで払戻を受けてゐない戦災者は、その未払戻額を第一封鎖預金等に加算することができる(規則第一条ノ四第一項第二号後段)。

次に昭和二十年八月十五日以後の外国又は外地からの引揚者(昭和二十一年二月一日以後の引揚者をも含む)については、戦災者に準じてこの適用を為すのである。昭和二十年八月十五日以後昭和二十一年一月三十一日以前の引揚者は、生活必需品購入資金払戻に関しては、戦災者として取扱ふこととなつて居り(金融緊急措置令事務取扱規程第六の六の(3)参照)、四月一日の規則改正後も従前通りの取扱をして来たのである。たゞ本年二月一日以後の引揚者については、規則第五条第一項第五号の規定による生活必需品購入資金の現金払戻は認められてゐないのであるが、特に今回の措置では、その金額に相当する金額を第一封鎖預金等に加算することを認めることにしたのである。従つて本年二月一日以後の引揚者は、現実には法的金額の限度一杯まで、加算される結果となるのである。

以上各場合とも第一封鎖預金等に加算するときは、その事実に関する証明書類が必要であることは言うまでもな

い。

なほ戦災者は住宅購入資金等として、一世帯当り一万円以内で封鎖預金等からの封鎖支払を受けられることになつてゐるが（告示第二十七号第四号）、この金額については第一封鎖預金等への加算はできない。

(4) 教育費未払戻額

学生又は生徒の教育費に充つる為に、一定金額を封鎖預金等から現金払戻を受けることを認めてゐる。一定金額といふのは、世帯を異にする学生又は生徒の教育費としては一人につき月額百五十円、世帯を同じくする学生又は生徒の教育費としては一人につき月額五十円である（規則第五条第一項第八号）。

右の教育費については、昭和二十一年八月分に限つて、その未払戻金額を第一封鎖預金等に加算することができる。なほ特に注意すべきことは、個人生活費の場合と違つて八月分以前の分ではなくて、八月分に限られてゐる点である。又この適用によつて、第一封鎖預金等に加算しようとするときは、在学証明書や個人金融通帳等によつて、その事実を証明することを要する。

(5) 議員滞京費未払戻額

帝国議会の開会中は、貴衆両議員は滞京費として封鎖預金等から、一定金額を現金で払戻を受けられるのであるが（昭和二十一年五月蔵銀第三四九号通牒）、この議員滞京費であつて昭和二十一年八月分以前の分の未払戻金額は、第一封鎖預金等に加算することができる。右の加算金額を算出基準は八月十五日以前の分は一日当り四十円、八月十六日以後の分は一日当り七十円である。なほこの場合には、議員滞京証明書を金融機関に呈示し、加算をしたときには証明書にその旨の記入する取扱となつてゐる（昭和二十一年八月蔵銀第五七八号通牒）。

(6) 公益団体の加算

以上(1)乃至(5)は個人に対する加算であるが、法人その他の団体については唯一の特例がある。それは慈善団体、教育団体、医療団体其他専ら公益を目的とする団体について、封鎖預金等審査委員会の指定するものに対し、同委員会の定める金額を限つて、第一封鎖預金等に加算し得ることである(規則第一条ノ四第一項第四号)。この点については後で詳述する。

(三) 控除金額

個人の一口三千円以上の封鎖預金等は次の三において述べるやうに、預貯金者の申請に基づいて第一封鎖預金等の設定を行ふのであるが、その第一封鎖預金等の設定前でも、個人生活上必要な諸費用の支払のためには、一世帯につき一万五千円までは、封鎖預金等から払戻を受けられることにしてゐる(規則附則第二項)。曩に本年三月に実施した臨時財産調査令に基く財産申告の場合には、財産申告をした後でなければ、預貯金等の払戻を受けられないことになつてゐた。然し今回の措置では、特に不測の事態に対処する為に個人生活上の不時の資金需要を考慮して、申請前においても封鎖預金等からの払戻を認めることにしたのである。勿論これは第一封鎖預金等の設定申請書を提出することを漫然と怠つてもよいと言ふ意味ではなく、不測の資金需要することを漫然と怠つてもよいと言ふ意味ではなく、次に払戻を受けうる場合は左の通りである。

(1) 自由支払の場合

(イ) 個人生活費として世帯所属員一人当月額百円の金額(規則第五条第一項第一号)。

(四) 昭和二十一年二月一日以後における外国又は外地から本邦への引揚者及び本邦から外国又は外地への引揚者について、持帰金限度（一般人は一人千円）までの金額、但し旧券と新券との引換を受けた金額は右の持帰金限度額から控除する（規則第五条第一項第二号）。

(イ) 戦災者について衣料、家具其の他生活必需品を購入するため、戦災者一人当り千円、一世帯最高五千円までの金額（規則第五条第一項第五号）。尚この払戻の取扱は現在特別に制限せられてゐることは前に述べた通りである（二）の(3)参照）。

(ニ) 現金収入の少ない個人事業主、医師、弁護士其の他これに準ずる者（定期的給与の支給を受けないものに限る）について生活費等に充つるため、月額五百円以内の金額（規則第五条第一項第六号）。

(ホ) 結婚費又は葬祭費の支払のために、一人につき千円までの金額（規則第五条第一項第七号）。

(ハ) 学生又は生徒の教育費として、世帯を異にするとき一人月額百五十円、世帯を同じくするとき一人月額五十円以内の金額（規則第五条第一項第八号）。

(2) 封鎖支払の場合

(イ) 郵便積立貯金、定期積金掛金、無盡掛金、保険料又は年金掛金の払込に必要な金額（規則第六条第一項第三号）。

(ロ) 家賃、地代又は事業用若は農業用の施設の賃借料の支払に必要な金額（規則第六条第一項第四号）。

(イ) 学生、生徒又は児童の授業料、入学金又は実験費（学校に納付するものに限り）の納入金額（告示第二十七号第三号ノ一）。

(ニ) 通勤又は通学に必要な定期券購入に要する金額（告示第二十七号第三号ノ三）。

(ホ) 電話料金、瓦斯使用料金及び電気使用料の支払に要する金額（告示第二十七号第五号）。

次に払戻を受けられる金額は、一世帯（個人生活費払戻の場合の世帯をいふ）について、累計一万五千円を超えてはならない。累計一万五千円といふのは、一金融機関毎の累計ではなく、全金融機関を通じての累計である。

尚この適用ある封鎖預金等は一口三千円以上の個人の封鎖預金等であるから、一口三千円未満の封鎖預金等には適用がない。即ち一口三千円未満の場合には、当然に第一封鎖預金等となるからである。

以上の如く第一封鎖預金等の設定申請を要する封鎖預金等について、その設定前に払戻を受けた場合には、第一封鎖預金等の基準限度額から控除するのである（規則附則末項）。蓋しその期間中に払戻を受けなかつた場合との均衡を図る趣旨である。

(四) 特殊預金等の適用除外

一般の封鎖預金等はその種類が当座預金、定期預金、普通預金、別段預金等の何れであつても、(一)乃至(三)に述べたところによつて、第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等に区分される。しかし企業整備資金措置法又は臨時資金調整法に規定されてゐる特殊預金及び特殊金銭信託並びに大蔵大臣の指定する封鎖預金等については、差当り第一封鎖預金等と第二封鎖預金等への区分を行はない（規則第一条ノ三第一項但書）。

これは、これらの特殊預金等の中には戦争保険金の支払等に基いて設定され、戦時補償特別税の課税対象となるものと、単なる不動産の売買代金等に基いて設定せられ、右の課税対象とならないものがあるが、戦時補償特別措置法が制定されなければ、課税外となるか、免税となるか等が決まらないので、これに対する措置も自ら決定できないわけである。なほ特殊預金等で特別課税の対象となるもので免税された部分については、その全部又は大部分を第一

封鎖預金等に組入れ、特別課税の対象とならないものについては、八月十一日午前零時の所謂既存封鎖預金等と同様の取扱によつて、第一封鎖預金等と第二封鎖預金等に区分されることになるであらう。

右の特殊預金又は特殊金銭信託と同じ取扱を受ける封鎖預金等は、次の通りである（告示第六三二号）。

(1) 日本興業銀行の別段預金

軍備補給船の損害補償金又は船舶及び積荷の損害保険金は、従来特殊預金等としないで特に日本興業銀行の別段預金として預け入れてあつた。そして船舶の建造、修理等の使途のためにのみ、払戻しを認めてゐた。なほ右の損害保険金の中には戦争損害保険金のみならず、普通損害保険金も含まれてゐる。

(2) 南洋群島戦争保険金に基く銀行定期預金

南洋群島戦争保険臨時措置令による戦争保険金は、法令上特殊預金とすることができないので、特殊預金と同様の条件である特殊の銀行定期預金として預け入れることを要するのである。従つてこれが本邦内の戦争保険金に基く特殊預金と同性質のものである。

(3) 東海銀行の特別定期預金

東海銀行には船舶及び積荷の戦争損害保険金で、特別の事情から特殊預金と同様の条件の特別の定期預金として受け入れたものがあるが、これも特殊預金と同性質のものである。

(4) 農林中央金庫の別段預金

漁船保険法による漁船の戦争保険金は、過般一口五万円以下の部分を限つて其の支払を為し得ることとなつたのであるが、一万円以下の部分は普通の封鎖預金等とし、残余の四万円に該当する部分は特に農林中央金庫の別段預金と

なし、後者は追つて指示するまで払戻を受けられないとしてゐるのである。

(5) 外貨表示の封鎖預金等

外国通貨表示の封鎖預金等については、特別の取扱をする必要があるので、特に除外例としたのである。

尚ほ特殊預金等の払戻に関しては、従前通り累計一万円迄は一般の封鎖預金等に振替へる措置を其俟継続してゐる。尤も右の振替へが許されるのは、其の資金の使途が事業の復興資金又は住居の復興資金に充てられ場合に限られる。又累計一万円と言うのは過去に於て払戻しを受けた金額及び戦争保険金について、特殊預金設定前に現金払ひを受けた五千円又は三千円の金額を合算することになつてゐる。

三、第一封鎖預金等の設定手続

(一) 金融機関限り処理する場合

一口毎に第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等に区分する場合に於ては、金融機関の帳簿上明かであるから、特に預金者等の申請を俟たないで、金融機関限りで処理することになるのである。これに属する場合は次の通りである。

- (1) 一口三千円未満の封鎖預金等（規則第一条ノ三第一項第一号）
- (2) 一口三千円以上の法人其の他の団体の封鎖預金等（規則第一条ノ三第一項第三号）
- (3) 年金たる封鎖預金等（規則第一条ノ三第二項）

右の封鎖預金等について第一封鎖預金等を設定する為には、金融機関は預金等の帳簿の残高に「第一封鎖預金等」の表示をなして、取扱者がこれに捺印する。なほ預金通帳又は預金証書には、後に預金者等が払戻しを受ける等のために金融機関に呈示した際に、第一封鎖預金等の表示をすればよいのである。

(二) 第一封鎖預金等設定申請を要する場合

(1) 申請書の提出

個人の一口三千円以上の封鎖預金等については、世帯毎に名寄せを行ふ必要があるため(規則第一条ノ三第一項第二号)、この封鎖預金等の所有者又は管理者から金融機関に対し一定の申請をしなければならない。即ち個人の昭和二十一年八月十一日午前零時現在の一口三千円以上の封鎖預金等の所有者又は管理者は、一金融機関毎にその種類、金額、第一封鎖預金等となるべき金額その他封鎖預金等に関する事項、住所及び氏名を記載した第一封鎖預金等設定申請書二通を、昭和二十一年八月十一日より同年九月三十日迄に当該封鎖預金等の預け先である金融機関に提出しなければ、第一封鎖預金等の設定ができない。但し已むを得ない事由に依つて、申請書を預け先の金融機関に提出することが出来ないときは、最寄りの銀行(銀行に限られ、郵便局、農業会等では取扱へない)に提出してもよいことになつてゐる(規則第一条の七第一項)。この場合には申請書は三通提出しなければならない。なほ右の申請をしないときは、封鎖預金等は第二封鎖預金等として取扱はわれるのである。

この申請をしようとする者は、申請書に当該封鎖預金等を証する書面、即ち預金通帳、預金証書等と個人金融通帳又はこれに代るべき書面(米穀通帳又は物資の配給に関する通帳)を添附しなければならない(規則第一条ノ七第二項)。

(2) 金融機関の処理

金融機関は、第一封鎖預金等設定申請書を受理した場合には(規則第一条ノ八参照)、

(イ) 当該申請書の記載事項を審査確認した上、預金等の帳簿の残高及び預金等の通帳若くは証書に第一封鎖預金等

又は第二封鎖預金等の金額を記入して、これに取扱責任者が捺印する。

(ロ) 個人金融通帳又はこれに代るべき書面の記入欄に第一封鎖預金等の設定金額、取扱年月日を朱書し、取扱金融機関の記名捺印をする。

(イ) 申請書は取扱金融機関の代表者又は責任者が記名捺印し、一通を保存し他の一通を所轄税務署に送付する。

(ニ) 同一金融機関の甲店舗が乙店舗の封鎖預金等について第一封鎖預金等の設定をした場合には、甲店舗は第一封鎖預金等設定通知書により乙店舗分の第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の金額その他所事項を成るべく速かに乙店舗に通知する。

(ホ) 銀行が他の金融機関の封鎖預金等について、第一封鎖預金等設定申請書を受理した場合には、預け先金融機関に代り第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の設定に必要な措置をなした上、申請書二通と共に第一封鎖預金等の設定通知書を当該預け先金融機関に送付する。

(ヘ) 他店から第一封鎖預金等設定通知書を受理した場合には、直ちに自店の預金等の帳簿と照合し確認した上、第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の金額を記入し、取扱者がこれに捺印する。若し残高其の他が相違し第一封鎖預金等の設定金額に相違を来たす場合には、直ちに右通知書を返送し又は然るべき通知手段を講じ、適宜戻入れ又は振替へ等に依つて、これを調整する。

(三) 申請期間の例外

個人が昭和二十一年八月十一日から同年九月三十日迄の期間内に、第一封鎖預金等設定申請書の提出ができなかつた場合には、大蔵大臣の指定する日を得ない事由のあるときに限つて、大蔵大臣の指定する日まで例外的に第

一 封鎖預金等の設定申請ができる（規則第一条ノ十）。

(1) 大蔵大臣の指定する已むことを得ない事由ある場合といふのは次の場合である。

(イ) 災害其の他の事由によつて、封鎖預金等を証する書面（通帳又は証書）が滅失したとき。

(ロ) 押収、領置、差押その他の事由によつて、封鎖預金等を証する書面を呈示することの困難な事情があるとき。

(ハ) その他大蔵大臣又は財務局長において、特別の事情があると認めたととき。

(2) 次に法定の申請期限後に第一封鎖預金等の設定申請をすることができる期限は、昭和二十一年十二月三十一日までである（告示第六三五号）。

四、世帯の意義

(一) 一般の世帯の場合

個人の封鎖預金等を第一封鎖預金等と第二封鎖預金等とに区分する場合の世帯の意義は、毎月の個人生活費の払戻の場合の世帯の意義（規則第八条）とは趣を異にする。後者の場合には、世帯を専ら生活共同体として観念するのであるから、事実上共同の生活を営む以上は、戸籍上同一の家に属すると否とは問題ではないのである。即ち女中、書生等の使用人其の他単なる同居者でも、同一世帯の世帯員となつてゐる。然るに前者の場合には家の財産に関する問題であるから、同一の戸籍に属するといふことが重大な要素となる。なほその外に、名寄せの技術的観点から、同一金融通帳に属することを第二の要件としてゐるのである。

この場合に世帯といふのは、戸主及びこれと同居する家族又はこれに準ずる者であつて、生計を同じくし、且つ昭和二十一年八月十一日現在の個人金融通帳又はこれに代るべき書面に記載せられた者をいふのである。従つて女中、

書生等の使用人や、単なる同居者の如きものは除外される（規則第一条ノ六第一項）。尚これ（家族）に準ずる者といふのは実質上家族であるが、単に正規の手続を履んでゐないために法律上家族となつてゐない者を意味し、例へば内縁の妻、内縁の夫等を指すのである。又特に注意しなければならぬ点は、八月十一日現在の個人金融通帳に載つてゐるといふことである。八月十一日後に異動を生じて、八月十一日現実に設定申請をする当時と事情の変更があつても、依然として八月十一日の現状を基準とするのである。

次に世帯は、同居してゐる者毎に一世帯と看做されるのである。戸主と同居してゐない家族であつて、独立の生計を営んでゐる者（疎開して生活する者又は他の世帯に属する者を含む）は、その生計の単位毎にこれを世帯と看做し、その中の一人が戸主と看做される（規則第一条ノ六第二項）。従つて主人は東京に残留し、妻や子供は長野に疎開してゐる場合には、東京と長野とは別個の世帯即ち二つの世帯となる。又女中、書生等は使用主の世帯には属しないで、独立の世帯となる。或は一軒の家に兄夫婦と弟夫婦とが一緒に暮らしてゐる場合には、両者が同一戸籍に属するならば一世帯であり、弟が戸籍上分家してゐるならば別個の世帯となる。

世帯においては戸主を世帯主、世帯主以外の者を世帯員と称する（規則第一条ノ六第三項）。

(二) 世帯の取扱の特例

(1) 世帯のない者の取扱

個人の一口三千円以上の封鎖預金等の債権者即ち預貯金であつて世帯に属しない者の取扱については、大蔵大臣の定めるところによる（規則第一条ノ六第四項）。大蔵省告示第六百三十三号の第一号及び第二号には次のやうに定めらる。

(イ) 封鎖預金等の債権者が、外国又は外地に居住するために世帯に属しない場合には、

(a) 封鎖預金等の預金者とその管理者とが、同一戸籍内の家族の關係にあるときは、戸籍謄本又は市区町村長の証明があれば、その預金者を管理者の世帯の世帯員と看做して取扱ふ。この場合に在外の家族が一口三千円以上の封鎖預金等を有しない場合には、この適用を受けることのないは言うまでもない。

(b) 封鎖預金等の預金者とその管理者とか、同一戸籍内に属しないとき、即ち所謂他人であるときは、市区町村長の証明があれば、独立の世帯と看做して取扱ふ。

(ロ) 封鎖預金等の債権者が、本邦内に居住するけれども、犯罪その他特別の事由によつて世帯に属しない場合には、(イ)に準じて取扱ふ。但し世帯に属しない特別の事由について、市区町村長の証明書等の公の証明が必要である。

(2) 世帯合併の取扱

同一の戸籍に属する者であつても、独立の生計を営む等のために世帯を異にするときは、原則として別個の世帯として取扱ふのであるが（規則第一条ノ六第二項）、この原則に依るときは、事情によつては非常に不公平な場合がある。例へば主人は東京に残留し、妻子五人は地方に疎開してゐるが、預貯金は殆んど全て主人の名義になつて居り、疎開先の妻子名義の預貯金は当座の生活費程度しか無い様な場合には、一般原則によれば主人の世帯につき一万五千円が第一封鎖預金等となるのみであつて、妻子の分を合算することが出来ない。それで本来同一世帯に属すべきものが、偶々世帯を異にする場合には、両世帯を同一世帯として取扱ふ途を拓いてゐる。

即ち同一戸籍内に属する者が、本来同一世帯に属すべきであるにも拘らず、疎開、遊学其他已むを得ない事由によつて偶々世帯を異にする場合には、戸籍謄本及び市区町村長の証明書に依つて、同一戸籍に属し且つ本来同一世帯に

属すべきであることの証明をしたときに限り、これを同一世帯の世帯員と看做して取扱っても差支ないことにしてゐる（告示第六三三号第三号）。但しこの場合には、双方の世帯の個人金融通帳を金融機関に呈示しなければならない。又金融機関は双方の個人金融通帳に第一封鎖預金等の設定金額其の他所要事項の記入をなし、苟も第一封鎖預金等の重複設定となることのないやうに注意しなければならない。

五、公益団体の第一封鎖預金等の加算

(一) 加算の趣旨

前にも一言したやうに（二の（6）参照）慈善団体、教育団体、医療団体其の他専ら公益を目的とする団体については、封鎖預金等審査委員会の審査に依つて一定金額を限り第一封鎖預金等に加算する途が拓られてゐる（規則第一条ノ四第一項第四号）。

このやうに第二封鎖預金等から特別に一定金額を第一封鎖預金等に組入れることは、金融機関の旧勘定の整理対象となる負債を減少するわけであるから、結局他の第二封鎖預金等の預金者の負担においてこれを行ふこととなるのである。このやうな特別措置は一般法人に対し認むべきでないことは言うまでもないが、公益団体については、或程度已むを得ないと認められる。従つて公益団体の範囲は、本措置の趣旨に鑑み極めて狭く限定すべきであり、加算金額も適当な程度に制限する必要があるわけである。而して公益団体の指定と加算金額の指定とは封鎖預金等審査委員会において審査し決定することし、民主的適正公平を期してゐる。

(二) 公益団体の範囲

右に述べた趣旨から明かなやうに、公益団体の範囲は極めて狭義に解すべく、封鎖預金等審査委員会の運営方針に

もこの方向が示されてゐる。普通に公益団体といふ場合には所謂非営利法人を意味することもあるが、この場合には単なる社団法人、財団法人といふ資格のみでは足りないことは言うまでもない。

(1) こゝに公益団体といふのは慈善団体、教育団体、医療団体その他これに準ずる専ら公益を目的とする団体を含むものである。

(2) 団体といふのは財団法人、社団法人の如く法人格を有するもののみならず、法人格を有しない団体も含まれる。

(3) 専ら公益を目的とする団体といふのは、営利を目的としない団体であるといふだけではなく、その事業の実体が高度の公益性を有するものであつて、しかも他の一般第二封鎖預金等の預金者の負担において第一封鎖預金等の加算をしても己むを得ないと認められる団体でなければならない。

(4) 次のやうな場合には公益団体の指定をしない方針である。

(イ) かつては相当の公益的活動をしてゐたが、現在の事業活動状況は沈滞してゐるやうな場合。

(ロ) 經濟取引を主な事業内容とし、一般会社と類似した実体を有するやうな場合。

(ハ) 活動状況が概して不振であつて、役職員の救済機能的色彩の濃厚である場合又は清算中である場合。

(ニ) その他事業活動の状況に鑑み、公益団体として指定することが適當でないと認められる場合。

(ホ) 同一団体の本部と支部、一般会計と特別会計とは一括として一団体として取扱ふ。

但し共通の名称を使用するが、実体は完全に独立してゐる場合はこの限りでない。

なほ以上によつて公益団体と認められるであらうと思はれる団体は、孤兒院及び養老院の類、財団法人たる病院及び療養所の類、私立の学校令による学校、育英会の類、引揚者及び戦災者の援護団体、感化院及び矯正院其他司法

保護事業の団体等であらう。

(三) 加算金額

第一封鎖預金等に加算すべき金額については、当該公益団体の資産状況、一般第二封鎖預金等の預金者の負担との関係等を勘案し、一定の制限を加へることになつてゐる。即ち第二封鎖預金等の金額の中五万円までの部分については一〇〇%以内、五万円を超える部分については五〇%以内で且つ総額三十万円を超えることができない。然し特別の事情があれば、総額三十万円といふのは、大蔵大臣の許可を得て総額百万円まで増額することができる(規則第一條ノ四第二項)。尚ほ加算金額の計算は、その団体の總ての第二封鎖預金等を合算したものについてこれを行ふのであつて、例えば本部及び支部のものは合計し、又一般会計と特別会計の分は合算する。勿論一口三千円未満のもの及び一口二万五千円以下の部分(規則第一條ノ三第一項第一号及び第三号)は、算入しないことはいふまでもない。

加算金額の指定に當つては団体の基本財産についてその運用方法を調査しその中封鎖預金等に運用せる金額の割合によつて指定金額を加減し、又事業年度収入金の未使用残高(前事業年度の繰越金を含む)を調査し、其の金額中封鎖預金等として預入せる金額の大小に応じ指定金額を調整することになつてゐる。

尚委員會の封鎖預金等指定方針は、次の通りである。

(1) 基本財産又は之に準ずる資産についてその運用方法を調査し、右資産の中封鎖預金等に運用してゐる金額の割合により左の区分に従ひ計算する。

(基本財産中封鎖預金等として運用してゐる割合)

(計算割合)

一〇〇％以下七〇％超

八〇％

七〇％以下四〇％超

六〇％

四〇％以下

四〇％

(2) 事業年度収入金について本年度の既収入金より既支出金を控除した残額を調査し、右金額の中封鎖預金等として運用してゐる金額に依り左の割合で計算する。

尚前年度繰越金と基本財産以外の財産であつて封鎖預金等として運用してゐる金額は右に加算する。

(本年度収入金中封鎖預金等として運用してゐる金額)

(計算割合)

五〇千円以下の部分

一〇〇％

五〇千円超
三〇〇千円以下

八〇％

一、三〇〇千円超
一、〇〇〇千円以下の部分

六〇％

一、〇〇〇千円超の部分

四〇％

(3) 右の(1)と(2)によつて計算した金額の合計額が法定限度(五万円超過金額につき五〇％以内且総額百万円以内)を超えるときは指定金額は法定限度以内に止める。

(4) 具体的に指定金額は団体の実情を考慮し、法定限度内において適當斟酌することも出来る。

(5) 指定金額が三十万円を越すとき大蔵大臣の許可を受けなければならない。

(四) 封鎖預金等審査委員会

封鎖預金等審査委員会は、大蔵省令に基いて設けられた委員会であつて（規則第一条ノ四第三項、大蔵省令第九一号封鎖預金等委員会規程）、会長は大蔵大臣がこれに当り、委員は貴衆両院議員及び学識経験者の中から大蔵大臣がこれを任命する。

委員会は公益団体の指定と、その団体に対し第一封鎖預金等として加算すべき金額の指定とを個々の団体について具体的にこれを行ふのであつて、この指定は最終的決定となるのである。即ち委員会は大蔵大臣の諮問機関ではなく、所謂決定機関である。尚ほ指定金額が総額三十万円を越ゆる場合の許可申請は、委員会会長から大蔵大臣に対しこれを行ふのである（規則第一条ノ四第二項但書）。

(五) 指定申請手続

公益団体が第一封鎖預金等に加算すべき金額の指定を申請しようとするときは、公益団体第一封鎖預金等指定申請書を大蔵省銀行局又は最寄りの財務局を経由して、封鎖預金等審査委員会会長宛に提出しなければならない（規則第一条ノ九、告示第六三四号第一号）。

尚ほ申請書は所定の株式によつて正副二通を作成し、昭和二十一年九月三十日迄に提出する申請書は九月三十日迄に発信することを要する（告示第六三四号参照。）を以て足り、同日迄に到達しないでもよい。

右の申請があつた場合には委員会ではこれを調査審議し、其の結果は申請書に書面を以て通知される。公益団体はこ

の通知があつたならば、其の通知を預け先金融機関に提出して、第一封鎖預金等の加算設定を受けるのである。

六、既存封鎖預金等と看做すもの

第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等に区分されるのは、昭和二十一年八月十一日午前零時現在の封鎖預金等であるが（規則第一条ノ二第三項）、右の封鎖預金等は八月十一日午前零時現に存する封鎖預金等と看做される（第一条ノ五第一項）。

(一) 旧券預入の場合

旧券の預入については、現在は原則としてこれを為し得ないが、特別の事情の有る場合に限つて大蔵大臣の許可を受け（告示第九十九号参照）、金融機関に封鎖預金等として預入れることができるのである。この場合即ち昭和二十一年八月十一日以後大蔵大臣の許可を受けて旧券の預入を為す場合には、これに基いて生じた封鎖預金等は第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等への区分前のものと看做される。

(二) 既存封鎖小切手等の預入の場合

昭和二十一年八月十日以前に振出し又は発行された封鎖小切手等は、其の支払の面に於ても又其の受入の面に於ても、振出日を基準として考察される。即ち右の封鎖小切手等は八月十一日以後に決済される場合に於ても、第二封鎖預金等から支払はれ（規則第七条ノ二第一項第三号）、これを受入れたときは八月十一日午前零時現に存する封鎖預金等と看做される。尚ほ当座小切手等たる封鎖小切手等の第二封鎖預金等からの支払は、八月三十一日迄に限つて認められてるのであつて、爾後は第一封鎖預金等からでなければ支払ができないから、注意しなければならない。尤も金融機関振出小切手、封鎖支払票、郵便為替証書、国又は地方公共団体振出小切手は十月十日迄支払を受けることが

できる（昭和二十一年九月蔵銀第六〇五号通牒参照）。

以上二つの場合共に注意を要することは、既存封鎖預金等と看做される封鎖預金等の預入は昭和二十一年八月十一日に現に存するその者の何れかの封鎖預金等の口座に預入れなければならないことである（規則第一条ノ五第二項）。この結果封鎖預金等の残高が、従来三千円未満のものが、四千円となれば、三千円以上の封鎖預金等として取扱はわれることになるのである。

右の封鎖小切手等は原則として自己名義の既存口座に預入しなければならないのであるが、給与支払ひの爲めに振出された封鎖小切手等は、その受入人の同一世帯内に属する者の封鎖預金等の口座ならば預入れても差支えない。又引揚者等で封鎖預金等の口座を全く有しない場合には、大蔵省銀行局長又は財務局長の承認（財務局長は日本銀行本支店をして取扱はせることができる）を受けて、新に封鎖預金等の口座を設けて預入することも許される（規則第一条ノ五第二項但書）。

七、支払期限経過の金融債及び会社債の取扱

(一) 金融債

昭和二十一年八月十一日午前零時に於て元本償還期限を経過した金融債権又は利息支払期限を経過した利札に関しては、当該金融債券の元利金支払取扱金融機関（金融債発行金融機関を含む）は、右の金融債券又は利札の所有者から償還金又は利息に相当する金額を、八月十一日午前零時現在に於て預金として受入れてあるものと看做して取扱ふ（昭和二十一年九月銀秘第一三三三三号通牒第一参照）。

(1) 従つて金融債券又は利札の所有者が金融機関であるときは、金融機関經理応急措置法第二条の關係において

は、金融債券の中に含まれないで所謂預金等に該当するのである。これは言うまでもなく新勘定に属する。

(2) 金融債券又は利札の所有者が金融機関以外の者であるときは、所謂既存の封鎖預金等として第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の区分を行ふ。尚ほ其の所有者が当該元利金支払取扱金融機関に対し預金口座を有するときは、必ず其の口座に払込むことを要する。

(3) 金融債券又は利札の所有者が個人であるときは第一封鎖預金等設定申請書及び個人金融通帳を金融債券又は利札と共に元利金支払取扱金融機関に提出し、既存封鎖預金等と同様の措置を行ふものとする。尚ほ其の者が既に第一封鎖預金等設定申請手続を済ましてゐるならば、これに関しては追加申請を行ふことを要する。この場合に於ては十月一日以後十月十日迄の期間を限り規定第一条の十の規定に依つて「巴ムコトヲ得ザル事由アルモノ」として取扱はれる。

金融債券又は利札の所有者が法人其の他の団体である場合も、右に準じて措置する。

(二) 会社債

(1) 支払期限を經過した会社債については、次のやうに取扱ふ(昭和二十一年九月銀秘一三三八号通牒第二参照)。昭和二十一年八月十一日午前零時において、元本償還期限を經過した社債券(社債券以外の債券を含む)又は利息支払期限を經過した利札に関しては、八月十日以前に社債の発行会社等から元利金支払金融機関に対し当該社債券又は利札の支払資金の振込みがあつた場合に限つて、前述の金融債と同様の取扱ひをする。

(2) 昭和二十一年八月十一日以後に元本償還期限の到来する社債券又は利息支払期限の到来する利札に関しては、假令八月十日以前に社債の発行会社等から元利金取扱金融機関に対し当該社債券又は利札の支払資金の振込みがあつ

た場合と雖も、社債権者は支払をなしてはならない。この場合には右の振込金は社債発行会社等よりの預り金として取扱はれる。従つて一口一万五千元以下の部分を第一封鎖預金等とし、残余の金額を第二封鎖預金等とする。

尚ほ念の爲附言するが、国債及び地方債の元利金の支払に関しては、支払期限の経過せると否とに拘らず八月十一日以後に現実に支払を爲すものは、全て第一封鎖預金等となる。

八、代表者名義の封鎖預金等の取扱

昭和二十一年八月十一日午前零時に現にある代表者名義の封鎖預金等については、實質上の貯蓄者が直接各人毎に金融機関に預入れてある場合と同様に取扱ふものとし、その第一封鎖預金等と第二封鎖預金等との区分上、次のやうな特別の措置を行ふことが出来る（昭和二十一年八月銀秘第一二二九六号）。

(一) 特別取扱の対象

(1) 国民貯蓄組合法及び臨時資金調整法に基く所謂代表者名義国民貯蓄組合貯蓄及び合同貯蓄。

この場合には、承認其の他の措置を要しないで、当然に特別取扱ひの適用を受ける。

(2) 右の場合の外實質上各構成員の貯蓄であつて、便宜上代表者名義を以て金融機関に一括預入れてあるもの（昭和二十一年三月七日銀秘第五〇号通牒「会社従業員諸給与等封鎖支払取扱要領」による会社従業員預り金であつて「従業員諸給与封鎖支払口」預金とせるものを含む。）

この場合には特別取扱ひの適用を受ける為めには、必ず大蔵省銀行局長又は財務局長の承認を受けなければならぬ。尚ほ各構成員の貯蓄であることを要するから、偶々数人より集めた資金が未払の俣で預金となつてゐる場合等は貯蓄と認められないので、この適用を受けることは出来ない。又たとえ貯蓄であつても、代表者は単なる通り抜け

であることを要することから、代表者がこれを他に流用し得る場合例へば普通の会社の従業員預り金の如きは、これに該当しないのである。これ等の特別経理会社の従業員預り金は、会社経理応急措置法第十四条第一項但書に定むるところに依ることは言うまでもない。

(二) 特別取扱の要領

(1) 貯蓄の代表者は昭和二十一年八月十一日午前零時現在の封鎖預金等の金額の各貯蓄者毎の明細書（各貯蓄者の住所、氏名及び貯蓄の現在高並びに当該封鎖預金等の通牒の記番号、代表者の住所、氏名を記載したもの）を、預け先金融機関に提出すること。

(2) 貯蓄の代表者は八月十一日午前零時現在で三千円以上の貯蓄を有する貯蓄者については、各人に対して貯蓄現在高証明書（代表者の住所、氏名、預け先金融機関名、貯蓄の種類、通帳の記番号及び貯蓄者の住所、氏名、貯蓄現在高を記載したもの）を発行交付すること。

(3) (2)の証明書は封鎖預金等の第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の区分に関しては、これを預金通帳と同様に取扱ふこと。従つて各貯蓄者は右の証明書を金融機関に提出し所要の記入をうけること。

(4) 各貯蓄者は第一封鎖預金等設定後は、(2)の証明書を代表者に返還すること。

(5) 代表者は(2)の証明書の返還を受けたときは、これを取纏め整理した上、各貯蓄者別に第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等に区分した明細書を預け先金融機関に提出すること（三千円未満の貯蓄は総て第一封鎖預金等となる）。

(6) (一)(2)に依つて承認を受けようとするものは、承認申請書に所要の資料を添附し大蔵省銀行局に提出すること。

右の承認があつた場合は、承認を証する書面を(1)の明細書と共に預け先金融機関に提出すること。又(2)の証明書については、預け先金融機関の認証を受けること。

九、第一封鎖預金等の支払

第一封鎖預金等からの支払の他に關する規制は、従來の封鎖預金等からの支払等についての制限規定がゆのまゝ適用されるので、第一封鎖預金等に関する限り、従來通りの取扱ひである。

(一) 自由支払及び封鎖支払

自由支払に関しては規則第五条の適用があり、封鎖支払に関しては規則第六条及び第七条の適用を受けるものである。

(二) 預け換及び種目変更

封鎖預金等の預け換及び種目変更に關する規制第十条の規定は、第一封鎖預金等につき適用される。たゞ現在のところ、金融機関に於ける事務上の混乱を防止する為め、一時本条の適用を停止してゐるが、第一封鎖預金等設定手続の進捗を見た上で、本条の適用を復活することとなるであらう。

(三) 担保提供及び譲渡

第一封鎖預金等を債務の担保に供し又はこれを譲渡する場合には、規則第十二条の適用を受ける。尚ほ今回の改正に依つて大蔵大臣の許可を受けた場合には、これを行ひ得る途を拓き、許可手続等に關する定をなした(告示第六三八号)。

一〇、第二封鎖預金等の支払

第二封鎖預金等は金融機関の旧勘定の債権債務の整理の見透してがつくまで凍結的狀態に置く事が必要であるので、原則として第二封鎖預金等から支払其他の異動は全て為し得ないものとしてゐる。従つて第二封鎖預金等は一時棚上げされるのであるが、旧勘定の整理の進捗に伴つて旧勘定から新勘定へ、即ち遂次第二封鎖預金等から第一封鎖預金等へ移しかへらることとなるのである。然し少くとも経過的には一定の場合には第二封鎖預金等からの支払も必要であるので、特に限られた範囲に於て例外的にこれを為し得るものとしてゐる。特に注意すべきことは支払ひの方は封鎖支払に限られて居り、自由支払は認められない。言いかへれば自由支払を為す必要がある場合と雖も、一応第二封鎖預金等より第一封鎖預金等へ移し替へた上で、規則第五条の規定に適用を俟たねばならない。次に第二封鎖預金等の封鎖支払を為し得る場合は左の通りである(規則第七条ノ二第一項)。

(一) 公租公課の支払ひの場合

国又は都道府県其他地方公共団体に対する公租公課であつて大蔵大臣の指定するものを支払ふ為めに必要がある場合は、第二封鎖預金等から払戻しを受けることができる。大蔵大臣の指定する公租公課は次の国税及び地方税に限られる(告示第六三六号)。

(1) 昭和二十一年分以前の賦課課税に依る分類所得税、総合所得税、個人の営業税、個人の営業税附加税及び個人の臨時利得税。

(2) 昭和二十一年分以前の地租、家屋税、鑛区税及びこれ等の同附加税。

(3) 法人税、特別法人税、法人の営業税、法人の営業税附加税及び法人の臨時利得税で昭和二十一年八月十一日以前の期間に対応するもの。

八月十一日の前後に亘る事業年度分については、八月十一日午前零時を境として、日割計算を行ふものとする。

(4) 昭和二十一年八月十一日前の解散又は合併に因る法人税及び特別法人税で税務署長の指定した金額。

税務署長の指定は、当該法人の資産の中第二封鎖預金等となつてゐる金額を勘案し、これ等の租税を第二封鎖預金等より納付するを適當とする金額につき行ふのである。

(5) 昭和二十一年八月十一日前に源泉で徴収した分類所得税及び総合所得税で税務署長の指定した金額。

税務署長の指定は既に徴収したこれ等の租税の金額が、まだ国庫に納付するに至らない間に第二封鎖預金等となつた部分について、これを行ふのである。

(6) 昭和二十一年八月十一日前に開始した相続についての相続税で税務署長の指定した金額。

八月十一日現在で既に相続税の賦課決定があつたもので未納税額があるときは、相続人の資産中第二封鎖預金等となつてゐる金額を勘案して、適當と認むる部分を指定するものである。又八月十一日迄に相続税の賦課決定がなかつたものについては、相続財産中第二封鎖預金等の占むる割合によつて、これより納付すべき金額を税務署長が指定することになるである。

(7) 昭和二十一年八月十一日前に課税原因の発生した酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、砂糖特別消費税、織物消費税、物品税、遊興飲食税、入場税、特別入場税、特別行為税、及び関税で税務署長又は税関長の指定した金額。

右の間接税等については、その納付資源が第二封鎖預金等となつてゐる場合に限り、税務署長又は税関長が指定を行ふのであつて、一般の場合には現金で徴収してゐる場合が多いであらうから、この適用を受けることは少ないものと考へる。

(二) 金融機関に対する債務弁済の場合

昭和二十一年八月十一日において現に存する金融機関に対する債務の元本及び利息の支払の爲め必要がある場合には、その債務と第二封鎖預金等との間に一定の牽聯関係があるときに限って、第二封鎖預金等を以て債務の弁済に充当することができる。一定の牽聯関係になる場合といふのは、次の三つの場合である。

(1) 正式の担保の場合

弁済しようとする金融機関に対する債務と支払を受けようとする第二封鎖預金等とが、正式の担保関係によつて結びついてゐる場合には、其の第二封鎖預金等を以てその債務の弁済に充てることができる。この場合には金融機関限り処理しても差支ない（規則第七条ノ二第一項第二号）。

(2) 借入金未使用残額の場合

昭和二十一年六月二十二日以後金融機関より受けた融通金を、その仮封鎖預金等として預入れてゐる場合において、八月十一日に使用未済額として残存する金額が第二封鎖預金等となつてゐるならば、当初の融通金の弁済に充てる為、この第二封鎖預金の払戻しを受けることができる。

右の場合借入金と第二封鎖預金等とが同一金融機関の同一店舗にある場合には、その金融機関限り処理して差支ないのであるが、両者が同一金融機関の異なる店舗又は異なる金融機関にあるときは、同一金融機関の双方の店舗又は双方の金融機関においてその事実を確認することを要する（告示第六三七号第四号）。

(3) その他牽聯関係ある場合

右の(1)及び(2)に該当するものの外、昭和二十一年八月十一日に現に存する金融機関に対する債務と第二封鎖預金等

とが、所謂見返り関係で結びついてゐる場合又は両者が同一金融機関の同一店舗にあり且つ密接な牽聯関係にある場合には、大蔵大臣又は財務局長の承認を受けたものに限つて、第二封鎖預金等を以て当該債務の弁済に充当することができる。

所謂見返りといふのは正式の担保権は設定されてゐないが、現実には担保と同様の実質を存する場合であるから、必ずしも両者が同一金融機関の同一店舗にあることを必要としない。然し其の他の牽連関係ある場合には特に両者が同一金融機関の同一店舗になることが要件となるのである。尚ほこれ等の場合に大蔵大臣又は財務局長の承認を受けることを要することゝした所以は、各金融機関の解釈乃至取扱を厳正ならしめ取扱上の不統一を来すことのないやうに、しようとする趣旨である。

(三) 既存当座小切手等の場合

昭和二十一年八月十一日前に封鎖預金等に基づいて振出された手形、小切手その他これに準ずる支払指図であつて同日迄に決済されなかつたものについては、八月三十一日迄を限つて第二封鎖預金等から支払をなすことができる(第七条ノ二第一項第三号)。

封鎖預金等に基づき振出されたといふのは、例へば会社が当座預金等に基づき振出した所謂当座小切手の如きものを言ふのであつて、手形について偶々手形支払期限の到来した際に当座預金等より支払をしようとする如きものは含まれない。尚ほ金融機関の振出又は発行した封鎖支払表示の小切手(送金小切手を含む)、封鎖支払票又は郵便為替証書即ち所謂銀行振出小切手等は金融機関の資金即ち自由預金に基づき振出されたものであるから、右には該当しないのである。又国若くは地方公共団体の振出した小切手等も銀行振出し小切手等と同様である。

尚ほ既存封鎖小切手等の九月一日以後の経過的取扱ひについて若干述べることにする（昭和二十一年九月蔵銀第六〇五号通牒参照）。

(1) 八月十一日前に封鎖預金等に基き振出された手形又は小切手で八月三十一日迄に決済されなかつたもの（金融機関振出の手形又は小切手を除く）については、九月一日以後は第二封鎖預金等の支払は認められないので、

(イ) 手形上の債務者又は小切手の振出人が特別経理会社であるときは当該会社に対する旧債権となるので、原則として弁済することはできない（会社経理応急措置法第十四条参照）。なほ手形又は小切手は不渡とし、その権利者は特別経理会社の旧勘定に対し、一般債権者として債権を有することとなるのである。

(ロ) 手形上の債務者又は小切手の振出人が特別経理会社以外のものであるときは、第二封鎖預金等以外の資金即ち第一封鎖預金等又は自由預金等から支払ふことは差支ない。この場合に支払資金がないときは、不渡となるのである。

(2) 八月十一日前に金融機関の振出し又は発行した小切手、封鎖支払票又は郵便為替証書は、封鎖預金等に基いて振出されたものでないから、九月一日以後と雖も支払を為すことができる。この場合には小切手の振出し依頼人が、特別経理会社であつてもそれ以外のものであつても取扱は同様である。尚ほ金融機関はこれ等を経理上は旧勘定において処理するものとする。

(3) 国又は地方公共団体の振出した小切手等についても(2)に準ずる。

(4) 以上場合において、八月十一日前に振出された封鎖小切手等を其後に預入する場合には、仮令九月一日以後と雖も、規則第一条ノ五を適用を受ける。尚ほこれ等の封鎖小切手等については、十月一日以後十月十日迄に預入するとき第一封鎖預金等設定申請に關しては、規則第一条ノ十に規定する「已ムコトヲ得ザル事由アル」ものとして取扱

はれるから、遅くとも十月十日迄に預入することが必要である。

(四) 他の法令に規定する場合

他の法令の規定に依つて第二封鎖預金等の支払を為し得べき場合には、其の法令の規定により認められた金額の払戻を受けることができる（規則第七条ノ二第一項第四号）。

こゝに他の法令といふのは金融機関再建整備法を予定してゐるのであつて、将来旧勘定の整理の進捗に伴つて第二封鎖預金等は逐次新勘定に移され、第一封鎖預金等となるのである。

尚ほ金融機関経理応急措置法及び会社経理応急措置法には、これに該当する規定は設けてゐない。たゞこゝに注意すべきことは特別経理会社の旧勘定より支払を為し得べき事項と、第二封鎖預金等より支払を為し得べき事項との関係についてである。即ち特別経理会社の旧勘定より支払を為し得る事項と雖も（会社経理応急措置法第十四条第一項但書各号の場合）、規則第七条ノ二に該当しないときには、第一封鎖預金等より払戻しを受けることを得ないのである。特別経理会社の旧勘定の第一封鎖預金等又は自由預金等よりそれを支払はねばならないのである。

これを具体的に述べると、特別経理会社は指定時以前の従業員預り金については、一人につき一万五千円を限度としてその旧勘定より支払を為すことができるのであるが（同法第十四条第一項但書第三号）、規則第七条ノ二に依ればこれ等の預り金の支払資金について第二封鎖預金等より払戻しを為し得る規定は設けられてゐないから、特別経理会社は第二封鎖預金等以外の資金、即ち旧勘定の有する第一封鎖預金等又は自由預金等から払戻しを受けて、退職金の支払に充てるべきである。その他特別経理会社の旧勘定より支払を為し得べき事項として規定された、従業員の預り金債務の支払、指定時以前に確定した給料の支払ひ等についても右と同様である。この点については、特別経理会社

の旧勘定といふ意味と第二封鎖預金等の意味とを、混同することのないやうに特に注意しなければならない。

(五) 大蔵大臣の指定する場合

以上各場合の外、大蔵大臣の指定する已むを得ない用途に充てるために必要な金額は第二封鎖預金等から封鎖支払を受け得るのであるが、これには次のものが規定されてゐる(告示第六三七号第一号乃至第三号)。

(1) 連合軍駐屯費

連合国軍隊の駐屯に伴ふ経費の支払ひに充てるために、日本銀行仮勘定より特定の官吏等に資金を交付してゐるのであつて、右資金は政府の指示に基いて日本銀行其他政府の指定する銀行に特別の口座を設けて、其の口座から所要経費の支払を行つてゐる。この口座に昭和二十一年八月十一日に現に預け入れてある預金は、其の全額を第一封鎖預金等に組替へることができる。

(2) 賠償施設管理費

連合国最高司令部の指示に基く賠償引当工場其他の施設の管理費の支払ひに充てるために、国庫金支出責任者、即ち地方長官、財務局長等はその管理者に対し資金を交付してゐるが、右の資金を預け入れた預金が第二封鎖預金等として昭和二十一年八月十一日に現に残つてゐる未使用残額があるときは、これを第一封鎖預金等に移し替へることができる。但し其の未使用残額については、国庫金支出責任者に於てその金額を確認し、証明することが必要である。

(3) 特定の国庫資金

特定の用途、例へば官僚機密費に充てるために、国庫金支出責任者より資金の交付を受けた官吏が、銀行に特別の口座を設けてゐる場合に於ては、昭和二十一年八月十一日に現に其の口座に預け入れてある預金の中で第二封鎖預金

等となつてゐるものの全額を第一封鎖預金等に移し替へることができる。

一一、既存封鎖預金等の支払の経過的取扱

(一) 許可濟事案の取扱ひ

昭和二十一年八月十日までに大蔵省告示第二十五号ノ第五号及び同第二十七号ノ第七号に基き、已むを得ない使途の爲めに封鎖預金等から自由支払又は封鎖支払で払戻しを受けることについて大蔵大臣の許可を受けたものについては、八月十日までに払戻を受けなかつたときは、八月十一日以後において、全て第一封鎖預金等からの支払について許可があつたものとして取扱はれる。

昭和二十一年八月十日以前に発せられた一般的通牒等において、封鎖預金等よりの支払を認むる旨の定があつた場合においても、右と同様に八月十一日以後は全て第一封鎖預金等よりの支払を認むるものとして取扱はれる。

(2) 設定手続前の特別支払

既存の封鎖預金等については、各個人が第一封鎖預金等の設定手続をするには時日を要することもあるから、場合によつては之等のものの個人生活上必要な費用に充つる爲めには、一世帯当り一万五千円を限度として、第一封鎖預金等の設定前でも、既存封鎖預金等から払戻しを受けることができる(規則附則第二項)、その詳細は既に述べた通りである(二の(三)参照)。

一二、封鎖預金等の利息

(一) 第一封鎖預金等の利息

第一封鎖預金等に附すべき利息については、従来の封鎖預金等に附すべき利息に関する定めが其俟適用される。

たゞ契約期限を経過した金銭信託については、最終の受益者配当の割合に依る利息としてゐたのを改めて、実績配当の原則によることとした。即ち信託契約の期限を経過した後においても受益者受益者取当の割合に関しては、当該信託契約は期限の延長があつたものと看做し、当該信託契約の定むる受益者配当の割合による利息を付することとした（告示第三四号第四項）。

(二) 第二封鎖預金等の利息

第二封鎖預金等の利息は金融機関の旧勘定の整理と密接な関係があるのみならず、各種預金共凍結的預金であるから、別に利息に関し特別の定をなす必要が認められた次第である（規則第一四条第二項）。右の第二封鎖預金等の利息に関する定は、金融機関再建整備法の実施と相俟つて、追つて定められる筈である。

(三) 封鎖預金等の利息と改正所得税法

改正所得税法は九月一日より施行せられたのであるが、これが封鎖預金等の利息に対する適用については、次の様に取扱はれる。

(1) 封鎖預金等の口座の全部が第二封鎖預金等となつたものの利息については、約定期限の如何に拘らず、全て八月十日までの利息を計算し、これに対して改正前の所得税法を適用する。この場合の経理は旧勘定において処理する。封鎖預金等の口座の一部が第二封鎖預金等となつたものの利息（一部第一封鎖預金等となつた部分の八月十日迄の利息を含む）についても、右と同様とする。

(2) 封鎖預金等の口座の全部が第一封鎖預金等となつたものの利息については、約定期限に従ひ八月三十一日以前に利息支払期限の到来するものは改正前の所得税法により、九月一日以後に利息支払期限の到来するものは改正所得

法の適用を受ける。

尚ほ右の取扱ひは郵便貯金には適用されない。

(3) 右(1)によつて金融機関の旧勘定において封鎖預金等の利息を經理した場合には、其の預金利息に対する分類所得税及び総合所得税は大蔵省告示第六三六号第五号に準じて取扱ひ、第一封鎖預金等からの封鎖支払ひが認められる。

一三、其他の改正

今回の金融緊急措置令施行規則の改正の重点は以上述べた様に、既存の封鎖預金等を第一封鎖預金等と第二封鎖預金等とに区分することに伴ふ措置に、重点が置かれてゐるのであるが、其他の事項についても若干の補完的改正を加へた。その概要は次の通りである。

(一) 指定事業者制度の廃止

個人及び法人の第一封鎖預金等の金額が右の様に制限されることとなつたので、次に述べる金融機関に対する資金融通総額制限の撤廃と同様に、本年四月一日以来実施して来た所謂事業者制度を廃止した。即ち従来所謂指定事業者に対しては封鎖預金等からの生活費等の払出を制限し(規則第六条ノ二)、指定事業者に対する封鎖預金等の支払を制限し又は禁止し得る旨を規定し(規則第六条ノ三)、其他他指定事業者に対し資金の融通を為し得る場合の規定(規則第十三条第三項)、指定事業者が資金の融通を受けた場合自由支払の方法に依つて弁済しなければならない規定(規則第十三条第四項)及び指定事業者が封鎖支払の方法に依つて資金の融通を受けた場合に之を使用し得ることの規定(規則第十三条第五項)を設けてゐたが、これ等は全て廃止乃至は解除されることとなつた。

従来指定事業者については、其の事業運営上必要な経常的所要資金に関して封鎖預金等からの払戻しを制限してゐるが、それでも四月一日以後新に生じた封鎖預金等からは、一般事業者と同様に払戻しを認められてゐたのである。

過般六月下旬に事業資金は原則として資金融通の方法によることとしたので、指定事業者と一般事業者とは殆んど同様の取扱ひとなつて来たのであるが、更に今回封鎖預金等を第一封鎖預金等と第二封鎖預金等に区分すれば、払戻を受け得べき財源が制限されるのであるから、益々両者を区分する実益が無くなつたので之を廃止した次第である。

(二) 資金融通総額制度の撤廃

今回の改正に依つて、個人の第一封鎖預金等は一世帯当り一万五千円乃至三万二千円以内に制限され、法人其他の大体の第一封鎖預金等は一口一万五千円以内に制限されることになつたので、本年三月二十二日以来大蔵省告示第一二九号を以て実施した金融機関、証券引受会社又はビルプロカーに対する其の一般事業者等への資金融通総額の制限を撤廃することとした(告示第四二五号)。

(三) 封鎖小切手等の譲渡

従来は封鎖小切手等は「取立テノ為金融機関ニ譲渡スル場合ヲ除クノ外」これを譲渡することを得なかつたが、今回「取立及び割引ノ為金融機関ニ譲渡スル場合ヲ除クノ外」これを譲渡することを得ないことに改め、金融機関に割引の方法に依り封鎖小切手等を譲渡することを認めた(規則第二条ノ改正)。

(四) 無所得の証明

世帯主及び世帯員の勤労所得及び事業所得の合計額は月額二百円未満の世帯の場合は、世帯主は生活費として月額百円の外に二百円迄(所得があれば其額は控除する)を加算して払戻しを受け得るが、この場合従来は町内会長又は

部落会長の証明書を提出すればよいことになってゐたのを、今回之を市区町村長の証明書を要することに改めた（規則第五条第一項但書ノ改正）。

(五) 教育費の払戻し

学生又は生徒の教育費は従来当月に払戻しを受けなかつた金額を翌月に繰越すことはできなかつたが、八月分以降はこれを翌月以降においても、繰越して払戻を受けられることに改めた。尚ほ世帯を同じくする場合の払戻しの定めは、大蔵省告示から規則に移しかへた（規則第五条第一項第八号及び第二項の改正）。

(六) 定期的給与受給者の申告

二以上のものから定期的に給与の支給を受けてゐる者は、当該給与の支給者に対して其旨の申告をしなければならぬこととなつた（規則第五条第四項の追加）。

(七) 納税団体に対する払込資金

納税施設法に依る納税団体に対する納税資金の払込みの為に必要な金額は、第一封鎖預金等から封鎖支払を受けられることになつた（告示第二七号第三号ノ四）。

(八) 金融機関に対する債務弁済の場合の制限解除

本年二月十七日以後借入れた金融機関、証券引受会社又はビルブローカーよりの債務の弁済の為に、三月八日以後新に生じた封鎖預金等の金額を限度として封鎖預金等による弁済を認められてゐたが、この三月八日以後の新封鎖預金等の金額の限度といふ制度を廃止した（規則第六条第一項第二号ノ二但書ノ削除）。

(九) 公租公課の支払方法

第一封鎖預金等から国又は地方公共団体に公租公課等を支払ふ場合は、従来自由支払と封鎖支払との選択を許されてゐたが、これを封鎖支払だけ限定することにした（規則第七条ノ改正）。

(十) 資金融通に関する規定の改正

金融機関、証券引受会社又はビルプロカーの資金融通に関する規定に、次の様な改正を加へた。

- (1) 国、地方公共団体及び金融機関に対する資金融通は制限外とすること。
- (2) 自由預金等を担保とする資金融通は全く自由とすること。
- (3) 資金融通に関する許可申請手続を明かに定めたこと。

(十一) 封鎖小切手等の受領義務

封鎖支払に依り弁済をする為めに封鎖小切手等を振出した場合には、其の封鎖小切手等を弁済の爲め提供したならば、債権者は必ず之を受領しなければならぬ。そして其の受領を拒み、現金又は自由小切手で支払ふことを請求し、之を受取つたならば罰則の適用がある（規則第十三条ノ五、措置令第七条）。

(十二) 其他

其他若干の字句修正的改正を行つた（規則第四条の改正、規則第九条の改正、規則第十三条ノ二の改正）。

一四、保険金について

保険金は金融緊急措置令では封鎖預金等として取扱はわれてゐない。従つて今回の金融緊急措置令施行規則の改正には、保険金について何等規定されてゐないが、然し保険金と雖も今回の措置に依つて一般預金における第一封鎖預金等と第二封鎖預金等との区分に相当する措置が必要であるから、保険金に関しては金融機関経理応急措置法におい

て所要の規定が設けられてゐるのである（同法第六条及び第二四条参照）。

保険金については、左に掲げるものが自由預金又は第一封鎖預金等と同様に取扱はれ残余は第二封鎖預金等と同様に取扱はれる。

(一) 保険料の全額が自由支払で払込まれた保険契約については保険金額の全部

(二) 保険料の一部が封鎖支払で払込まれた保険契約については自由支払の全部と封鎖支払分中一保険契約につき一万円以下の保険金額の合計額

(三) 保険料の全額が封鎖支払で払込まれた保険契約については一保険契約につき一万円以下の保険金額

(四) 右の外生命保険契約については八月十一日迄の払込済み保険料の総額が千二百円以下の生命保険契約について保険金額の全額。

あとがき

昭和二年の一月から三月までは、本誌二〇号で紹介したように、占領軍の占領政策の展開による法制上の些かな改正があった。改正そのものは小さなものであったかも知れないが、戦時態勢の崩壊と平和時への秩序付けとみられ、歴史的にも意義のあるものであったといえる。

次に、敗戦がもたらした経済の破局的危機の克服と、戦時利得没収措置の現実化に焦点をあて、二月からその準備が始まり、経済危機突破対策のための緊急勅令による法文化が進み、世にいう五〇〇〇円生活の展開と、戦時利得の没収措置の現実化への歩みの一つとして、八月にいたり、金融緊急措置令の大幅な改正と、戦時利得没収措置実施による経済的混乱の回避へ途が用意された。本稿では、この内、金融緊急措置令施行規則の大幅な改正までを取り入れるにとどめ、他の経済再建構想と税制問題は、次回において触れることとして、本稿をとじる。

敗戦直後の特異な税制改正に関する諸資料の紹介に当っては、本法二〇号と同様、足立正喜研究部長、土屋敦文主任教授及び小林武廣教授の特段の配慮をえた。本稿をとじるにあたって、感謝申し上げます。